

第三十三回国参議院社会労働委員会会議録第十三号

昭和三十四年十二月二十二日(火曜日)
午前十一時五分開会

委員の異動

十二月十八日委員横川正市君辞任につき、その補欠として阿員根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
木下 友敬君

委員

大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
竹中 恒夫君
長谷川 保君

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
事務局長 増本 甲吉君
常任委員 会専門員

説明員

厚生省公衆衛生局環境衛生部長 聖成 稔君
厚生省社会局庶務課長 実本 博次君

厚生省社会 中村 一成君
厚生省年金局長 高木 文君
福祉年金課長

本日の会議に付した案件

○クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○原爆被害者救済対策に関する請願(第一六一号)(第一七三三三)(第一九三三三)(第一九四四四)(第二〇二二二)(第二〇四四四)(第二〇五五五)(第二〇八八八)(第二〇九九九)(第二一一〇〇)(第二一一一一)(第二一二二二)(第二一二三三)(第二一二四四)(第二一二五五)(第二一二六六)(第二一二七七)(第二一二八八)(第二一二九九)(第二二〇〇〇)(第二二〇一一)(第二二〇二二)(第二二〇三三)(第二二〇四四)(第二二〇五五)(第二二〇六六)(第二二〇七七)(第二二〇八八)(第二二〇九九)(第二二一〇〇)(第二二一〇一)(第二二一〇二)(第二二一〇三)(第二二一〇四)(第二二一〇五)(第二二一〇六)(第二二一〇七)(第二二一〇八)(第二二一〇九)(第二二一一〇)(第二二一一一)(第二二一一二)(第二二一一三)(第二二一一四)(第二二一一五)(第二二一一六)(第二二一一七)(第二二一一八)(第二二一一九)(第二二二〇〇)(第二二二〇一)(第二二二〇二)(第二二二〇三)(第二二二〇四)(第二二二〇五)(第二二二〇六)(第二二二〇七)(第二二二〇八)(第二二二〇九)(第二二二一〇)(第二二二一一)(第二二二一二)(第二二二一三)(第二二二一四)(第二二二一五)(第二二二一六)(第二二二一七)(第二二二一八)(第二二二一九)(第二二二二〇)(第二二二二一)(第二二二二二)(第二二二二三)(第二二二二四)(第二二二二五)(第二二二二六)(第二二二二七)(第二二二二八)(第二二二二九)(第二二二三〇)(第二二二三一)(第二二二三二)(第二二二三三)(第二二二三四)(第二二二三五)(第二二二三六)(第二二二三七)(第二二二三八)(第二二二三九)(第二二二四〇)(第二二二四一)(第二二二四二)(第二二二四三)(第二二二四四)(第二二二四五)(第二二二四六)(第二二二四七)(第二二二四八)(第二二二四九)(第二二二五〇)(第二二二五一)(第二二二五二)(第二二二五三)(第二二二五四)(第二二二五五)(第二二二五六)(第二二二五七)(第二二二五八)(第二二二五九)(第二二二六〇)(第二二二六一)(第二二二六二)(第二二二六三)(第二二二六四)(第二二二六五)(第二二二六六)(第二二二六七)(第二二二六八)(第二二二六九)(第二二二七〇)(第二二二七一)(第二二二七二)(第二二二七三)(第二二二七四)(第二二二七五)(第二二二七六)(第二二二七七)(第二二二七八)(第二二二七九)(第二二二八〇)(第二二二八一)(第二二二八二)(第二二二八三)(第二二二八四)(第二二二八五)(第二二二八六)(第二二二八七)(第二二二八八)(第二二二八九)(第二二二九〇)(第二二二九一)(第二二二九二)(第二二二九三)(第二二二九四)(第二二二九五)(第二二二九六)(第二二二九七)(第二二二九八)(第二二二九九)(第二二三〇〇)(第二二三〇一)(第二二三〇二)(第二二三〇三)(第二二三〇四)(第二二三〇五)(第二二三〇六)(第二二三〇七)(第二二三〇八)(第二二三〇九)(第二二三一〇)(第二二三一一)(第二二三一二)(第二二三一三)(第二二三一四)(第二二三一五)(第二二三一六)(第二二三一七)(第二二三一八)(第二二三一九)(第二二三二〇)(第二二三二一)(第二二三二二)(第二二三二三)(第二二三二四)(第二二三二五)(第二二三二六)(第二二三二七)(第二二三二八)(第二二三二九)(第二二三三〇)(第二二三三一)(第二二三三二)(第二二三三三)(第二二三三四)(第二二三三五)(第二二三三六)(第二二三三七)(第二二三三八)(第二二三三九)(第二二三四〇)(第二二三四一)(第二二三四二)(第二二三四三)(第二二三四四)(第二二三四五)(第二二三四六)(第二二三四七)(第二二三四八)(第二二三四九)(第二二三五〇)(第二二三五一)(第二二三五二)(第二二三五三)(第二二三五四)(第二二三五五)(第二二三五六)(第二二三五七)(第二二三五八)(第二二三五九)(第二二三六〇)(第二二三六一)(第二二三六二)(第二二三六三)(第二二三六四)(第二二三六五)(第二二三六六)(第二二三六七)(第二二三六八)(第二二三六九)(第二二三七〇)(第二二三七一)(第二二三七二)(第二二三七三)(第二二三七四)(第二二三七五)(第二二三七六)(第二二三七七)(第二二三七八)(第二二三七九)(第二二三八〇)(第二二三八一)(第二二三八二)(第二二三八三)(第二二三八四)(第二二三八五)(第二二三八六)(第二二三八七)(第二二三八八)(第二二三八九)(第二二三九〇)(第二二三九一)(第二二三九二)(第二二三九三)(第二二三九四)(第二二三九五)(第二二三九六)(第二二三九七)(第二二三九八)(第二二三九九)(第二三三〇〇)(第二三三〇一)(第二三三〇二)(第二三三〇三)(第二三三〇四)(第二三三〇五)(第二三三〇六)(第二三三〇七)(第二三三〇八)(第二三三〇九)(第二三三一〇)(第二三三一〇)(第二三三一〇)

○業務外の災害によるせき髄損傷患者援護の請願(第二二九号)(第七六五号)(第七七六号)(第八六九号)(第一八二二号)(第一三〇一号)

○社会保険施策の整備に関する請願(第八五五号)
○原爆被災者援護の立法化に関する請願(第九二二号)
○水俣病対策樹立促進に関する請願(第四二二号)(第四九号)(第七六号)(第一〇九号)
○簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願(第二四四号)

○結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願(第三七六号)(第四〇六号)
○在宅結核患者の入院促進に関する請願(第三七八号)
○熊本県菊水町立病院整備に関する請願(第六三三号)
○療術の禁止解除に関する請願(第一六四号)

○国立療養所の看護人員増員及び設備改善に関する請願(第三七七号)(第四一四号)
○らい療養患者の援護対策に関する請願(第四八八号)
○鹿児島県国立療養所奄美和光園施設整備に関する請願(第四八九号)
○国立病院の営利化反対に関する請願(第五〇九号)

○基準看護、基準給食の内容充実に関する請願(第五一〇号)
○国立療養所菊池池恵楓園施設整備に関する請願(第六二二号)
○らい療養所の予算増額に関する請願(第六二三号)
○国立療養所大島青松園施設整備に関する請願(第七八二号)
○国立療養所栗生泉園の医師、看護婦増員等に関する請願(第八八三三号)
○結核新薬カナマイシン早期使用に関する請願(第五三三三号)
○精神薄弱者福祉の立法化等に関する請願(第一一四号)

○日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(第一五〇一号)
○国民年金事務費全額国庫負担に関する請願(第二四五号)

○らい療養患者の障害年金に関する請願(第六三〇号)
○国民年金法の一部改正に関する請願(第一四六二号)
○戦傷病者の医療制度確立等に関する請願(第一八号)
○未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願(第二三三三三)(第二六五五号)(第三三三三三)(第三七五五号)(第四一五五号)(第五三三三三)(第五九二二号)(第一一一三三三)(第一二九九号)(第一四七五号)

○戦傷病者調査の徹底化に関する請願(第一九号)(第二〇号)(第二一一号)(第一六一号)
○未帰還者調査の徹底化に関する請願(第四〇号)
○戦傷病者戦没者遺家族等援護法の一部改正に関する請願(第一四二二号)(第一四六四号)

○戦傷病者のための単独法制定に関する請願(第一四三三三)(第一四六五号)
○中小企業退職金共済事業団の組織運営改善に関する請願(第一三〇号)
○失業対策事業就労者救済に関する請願(第二七五号)
○精神薄弱成人の収容保護施設設置に関する請願(第六二二号)
○東京都に国立酒類きょう正院設置等の請願(第一七二二号)

○結核コロニー施設設置に関する請願(第四〇四号)
○結核回復者寮設置に関する請願(第四〇五号)

○後保護施設の内容充実に関する請願(第五一一号)
○生活保護家庭に対する期末扶助予算化に関する請願(第五三三〇号)
○奄美群島地区の生活保護費国庫負担率引上げに関する請願(第五五三三三)
○身体内部障害者の身体障害者福祉法適用に関する請願(第六九七号)
○保育所措置費基準引上げに関する請願(第二四六号)
○保育所措置費改訂に関する請願(第九八三三三)

○国民健康保険事務費国庫負担等増額に関する請願(第二四七号)
○町村国民健康保険事業費国庫負担増額に関する請願(第九三三七号)
○国民健康保険法完全実施のための国庫負担金増額に関する請願(第一四六三三)

○結核回復者の就職確保等に関する請願(第五一一号)
○けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(第五八号)(第五九号)(第七九号)(第一〇五号)(第一八六号)(第二六六号)(第六二六号)(第六四六号)(第七〇二号)(第七四八号)(第七四九号)(第七六六号)(第八七〇号)(第一〇三五号)(第一一八三三三)(第一三〇〇号)(第一四七六号)(第一五〇二二号)(第一五〇三三三)(第一五〇四四号)(第一五〇五五号)

○東京都三宅島神着等の診療所に潜水病診療用高圧タンク施設設置に関する請願(第六七二二号)

○保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願(第六八号)

○引揚医師に対しせん衝による医師免許証下付等の請願(第五九〇号)(第一〇三四号)

○指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願(第二二号)(第一六三号)

○薬事法の一部改正に関する請願(第五八九号)(第九三八号)

○煙草引揚権限人に対する帰国手当支給等の請願(第四一七号)

○定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願(第一六六号)

○漁船乗組員に対する労働者災害補償保険法等の保険料率改善に関する請願(第七一三三号)

○炭鉱離職者臨時措置法案の一部修正等に関する請願(第二四七号)

○職業訓練法の一部改正に関する請願(第二三〇二号)(第一五〇〇号)

○一般職種別貸金即時廃止に関する請願(第一四九七号)

○社会保険制度に関する調査の件(赤い羽根募金及びお年玉付年賀はがきの寄附金配分等に関する件)

○福祉年金の実施状況に関する件(兜春対策と更生資金の貸付に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それでは、ただいまから委員会を開きます。まず、委員の異動を報告いたします。十二月十八日付をもって横川正市君が辞任し、その補欠として阿貝根登君が

選任されましたので、御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま発議者の一人である長谷川保衆議員が御出席でございますので、長谷川衆議院議員から提案理由の御説明をお願いいたしますと考えます。

なお、厚生省からは、大臣がただいま閣議で欠けておられます。内藤政務次官が出席をされております。なお、公衆衛生局からは、聖成環境衛生部長も出席をいたしております。

それでは、長谷川衆議院議員、どうぞ提案理由の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(長谷川保君) 御紹介をいただきました長谷川でございます。提案者を代表いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、国民の生活水準の向上に伴い、クリーニング業界の発展も目ざましいものがあります。昭和二十五年クリーニング業法が制定せられ、自後、各都道府県においてもそれぞれ所要の条例、規則が制定せられ、公衆衛生上着実にその効果を上げてきたのであります。が、今回さらに一歩を進めて所要の改正を行ない、新業の発展と環境衛生の向上を期することとなりました。

改正のおもなる点は、一、従来、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置くこととなっており、これが、最近における各種化学繊維製品の

急速な発達等に対応し、かつ、公衆衛生上遺憾なきを期するため、今後二年を期して、すべてのクリーニング所にクリーニング師を必置することに改めたこと。二、洗いの床はコンクリート、タイル等不透水性材料をもつて築造し、かつ排水を完全にネズミ、蚊、ウジ、ハエ等の発生を防止すること。及び三、最近における高温洗剤の普及に伴い、従業者の手指その他の健康の保全をはかり、あわせてその労働過重を防ぐために、これまた今後二年を期して、業務用の洗たく機械と脱水機を必置させること。その他これらに伴う所要の改正をいたさんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(加藤武徳君) ただいま長谷川衆議院議員から提案理由の説明がございましたが、本法律案につきましては、逐次、御質疑をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 洗たく、クリーニング業の環境衛生法によってできた組合の組織率、これは長谷川さん、御存じでしたら。また、承りたいと思っておりますが、アウトサイダーがどういう状態にあるか、おわかりの点、お知らせをお願いいたします、厚生省の方。

○説明員(聖成稔君) 一昨年成立いたしました環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律、これに基づきまして、いろいろの業種が同業組合を作ることになっておりますが、クリーニングにつきましても、最もその成績がよろしく、全都道府県漏れなく環境衛生

同業組合がすでにできております。それから、全国の連合会もすでに昨年の初めから発足を見ておられるような状態でございます。

○藤田藤太郎君 できていたことは私も知っていますけれども、何%ぐらいの組織率にあるかということでは、

○説明員(聖成稔君) 各原の組合は、業者の三分の二以上が賛成した場合に組合が成立することになっておること、御承知の通りであります。クリーニングの場合には、全国平均いたしまして、多少の異別は差はございますが、大体アウトサイダーの数は、一〇%程度、九〇%が組合に加入している、か

よりになっております。

○藤田藤太郎君 その一〇%というのはアウトサイダーで、そのアウトサイダーというのはどういう業者なのか。たとえば、業の、要するに、まあ小さい業者なのか、または、いろいろ意見があつて、大きい業者を含めてアウトサイダーになっているのか。そういう内容を御聞かせ願いたい。

○説明員(聖成稔君) これはいろいろあるようでございます。ただいま藤田先生御指摘のように、相当大きな業者で、いろいろまあ理由によつて組合に入らないという方もあるようでございます。また、比較的小企業で、たとえば、組合費を納めるのもつらいというよりな理由で入らないといったように、まあ大小いろいろ理由はいろいろございまして。

○藤田藤太郎君 この法案に掲げられていることは、私たちが賛成です。問題は、その出費の要る処置が、この法律からは必要になつてくるわけ

すから、その出費の要る処置が、組合に入つておられるところは可能だという意思で意見がまとまつておられると思ふんです、けれども、アウトサイダーのところにおいては、小企業です、小企業といいますが、そういうところでは、十分によつぱりいろいろ設備をしてもらうことはわれわれはいいことなんです。それから、国民としていいことなんです。現するようなお世話といふこと、めんどろを見なすやならぬといふこと、なると思ふんです。そういう把握は、厚生省、しておられますか。

○説明員(聖成稔君) この法律が改正になりました場合に、洗たく機あるいは脱水機等の設備をしなすやならぬ。その場合に、組合に加入していただくために、い設備のあつせんを受けることにつきまして支障がある、そういう人たちが非常に困るというよりなことのないように、という御趣旨だと思ふますが、この点につきましては、組合の方でも、できるだけアウトサイダーがなくなつて、これはまあもちろん任意加入が建前でございますから、強制加入というよりなことはできませんが、まあできるだけ組合に入りやすくするようにということ、いろいろ、たとえば、小企業、零細な業態については組合費を安くしてやるのかといったようなことを、いろいろ検討しておられるようであります。私どももそういうことを業界の方に懇話しておるよりな次第でございます。ただ、それでもなおかつ組合にどうして入らない、なおこり設備をしなすやならぬといふもの、当然出て参

ると思います。そういう人たちが不当な扱いを受けるという事のないように、十分、府県の衛生当局を指導してやって参りたいと、かように考えております。

○衆議院議員(長谷川保君) たいだいま

の問題でございますが、まあこの業態から申しまして、御承知のように、相当の得意の高価なものを御預かりするわけで、一着の洋服でも何万円と、こういうようなものを御預かりするわけでございます。従って、この仕事が多分にお得意の要求を満たし、また、この事業自体が十分安全が確保されて参りますためには、あまりに無責任な、零細なものでは無理でございます。従いまして、たいだいまお話を、このアウトサイダーの事情でございますが、これは先ほど環境衛生部長からお話になりましたようなもの、つまり、大きいもの、それからごく小さいもの、それからさらにまた、労働組合等のやっております——福祉対策部でやっておりますような業態、こういうようなものも、アウトサイダーの中にある程度でございます。今の、大きいものや、労働組合の共済等でやっております、あるいは勤労者協議会の共済でやっておりますようなものは、これは十分力がございませぬ。ごく小さいものが心配になるわけでございます。しかも、これを既存業者を落とすという事は、全国クリーニング環境衛生同業組合といたしまして、あるいはまたこの提案者であります私どももいたしまして、全く本意でない、そういうことがあってはならないと考えておるわけでありまして、そこで一つには、そういうアウトサイダーの諸君を、

なるべく環境衛生同業組合に入つていただく、そしてこれを同業組合の手でごめんどうを見る。最近では全国環境衛生同業組合のこのクリーニングの方の組合の方で、非常な努力をいたしまして、一つにはメーカーと十分打ち合わせをし、交渉をいたしまして、この機械を入れますのに、安い機械が入るように努力して参ります。安いものでございまして、全部そろえまして八万円くらい、それからごく、もう少しいいものでも、しつかりしたいものでも、十三、四万円円に入るというようにいたしまして、一方におきましては、その資金を中小企業金融公庫と組合の方で交渉いたしました。手持ちの資金でいけない、借り入れを要するようないかなる、その融資の道を十分講じてやるといふことを、非常な努力をして、それが各地で実現しつつあります。

それからもう一方、このメーカーと話をいたしまして、月二千円ないし三千円ずつ月賦で払えば、この機械が入る、十三、四万円の機械が入るといふような道もすでに講じてございまして、そういう点で、もし組合に入つて、それだけ心配ないのではないかと。そこで、それじゃ組合をそういうことで強化すれば、少し無理がいきほしないかというのを、また一面私ども心配するわけでございますが、この提案理由にもございまして、最近におきます化学繊維製品の非常な進歩というものは、また普及というものは、これはもう洗たく、クリーニングの仕方というものは非常に複雑化して参りました。従つてまた失敗も多くなつてきておまして、どうしても十分な講習等を常時する——その知識を十分持つておるクリーニング師というものがどらしても必要になつてきた。そうしなければ、お得意に対して非常な損害を与えるという事になつてくる。またそういう小さい、零細業者でございまして、損害を与えた場合に、その損害に対します賠償もできないという事になりますので、そこでまあ絶えずクリーニングをやっております者に講習をしていかなければならぬ。講習をするようになりますから、これはもうクリーニング組合が講習会を開いてしつかりやらなければ、やる方法がございませぬ。

○説明員(聖成稔君) 第一のクリーニング師になるための受験でございますが、現在の教育法では義務教育終了程度、従つて新制中学の卒業でございます。それから旧教育法の関係にございましては、高等小学校卒業、小学校の高等科卒業、こういう普通学力が要求されておられます。それ以外には特定の、たとえば養成所を出るか、あるいは実務経歴が何年以上とかいふたような制約は全然ございません。そういう普通学力だけが受験資格になつております。それから年令等についても制限はございません。それから試験科目でございますが、科目は公衆衛生に関する知識、それから衛生法規に関する簡単な知識、それからクリーニング業に関する実務でございます。この三点の試験が都道府県知事において行なうことになっておられます。それから現在三十三年度末におきまして、クリーニング師の総数は二万六千八百九十名ということになっておりました。大体年々最近数年間の傾向といたしましては、五千人程度が新たに資格を取得しておる、こういう現状でございます。それから合格率でございますが、これを昨年度実施の状況につきまして、全体的なあれが、報告が参ることになつておられますので、都道府県につきましても調査をいたしました合格率を御参考におし上げたいと存じます。神奈川県では六九%、静岡県では九八%、千葉県八二%、埼玉県五八%、茨城県九一%、東京都六六%、長野県七〇%、大体をいいたような合格率でございます。それから給与でございますが、クリーニング師の平均年令が大体二十五才ちょっとぐらいのところ

でございます。大体二十五才が平均年令で、平均給与は、私どもの調査では、一万二千六百円というより数字が出ております。以上でございます。

○小柳勇君 第二の質問は、この第一点の改正では、クリーニング師ということ以上は、クリーニング師という事になつておられますが、今大きなクリーニング業、工場を持ったところもあるようですが、上の方の数の制限、たとえば三百人ぐらい使つてるところには何名置かなければならぬというふうな、そういうような制限は作らないのか、この提案理由の中には環境衛生を主体にし、とありますので、そういうふうな上の方の制限は要らないのかどうか御答弁願います。

○衆議院議員(長谷川保君) 提案者といつたしましては、大体そういう大きなところは非常にしつかりしております。私も現場を見に参つておるのでございますが、まあ大体そういうふうな法律が二十五年以来できてきておりますものでありますから、もう大体クリーニング師、従業員のうちでもごく結婚前の婦人工員などは別であります。大体男子の工員でございまして、みんなクリーニング師の免許を受ける、たとえばこの十二月の六日に東京の試験が行なわれました。この今度の十二月六日の試験だけでも千六百数十人が受験をしております、というよりなわけでございます。従いまして、あえてそういうような制限をつける必要性はないのじゃないかということ、今回はそれを取りやめておきます。

○小柳勇君 第三の質問は、今クリーニング師の平均は年令的に二十五才、給与で一万二千六百円ということを開きましたが、一般のクリーニング業に携わっている職人の給与は、一体どのようになるか、できれば平均年令と平均給与をお教え願いたいと思います。

○衆議院議員(長谷川保君) ちょっと平均年令の方の調査がございません。まあ割合若い人が多いと思いますが、私の方の調査はあるいは幾分正確さを欠くかもしれませんが、大体五千円から八千円までが二五%、それから八千円から一万一千円が二三%、一万一千円から一万四千円が一四・八%、二万円以上がその他である、大体こういうような調査ができております。先ほどの厚生省の側の説明のように、平均はやはり一万二千六百円ぐらいではないかというように考えております。

○小柳勇君 五千円から八千円ぐらいが二五%というようにございませうが、このクリーニング業の最低賃金の実施条件について、御調査になっておればお教え願いたいと思ひます。最低賃金法が実施されて、これについて業者間協定がなされているようなところがどのくらい、何%ぐらいあるのか、お調べになっておればお教え願いたいと思ひます。

○衆議院議員(長谷川保君) この点、私どもの方は調査ができておりませんが、厚生省の方から、あれば御説明願いたいと思ひます。私の仄聞するところでは、まだそういうことがなされておらぬように思ひますが、厚生省の方であるいは資料を持っていらつしやるかと思ひます。

○説明員(聖成稔君) 私どもの方にもまだその調査した資料はございませぬ。○小柳勇君 次の点は、この第三の改正は、機械化すること、洗たく機械と脱水機を置くこと、改正のおもなる理由のようございませぬが、これによりまして、現在おられます職人などが要らなくなつて、仕事がなくなくなるというふうなことがありまして、大へんでございませぬが、そういう点についての提案者の御調査なりお考えがあらうたら、お教え願ひたい。

○衆議院議員(長谷川保君) ただいまのような御心配は、全然ないと思ひます。私も実は学生時代にクリーニング、洗たく商でアルバイトを二年ほどやつて参りました。それからその後自分の経営します社会事業の資金を得るために、クリーニング業を長年経営したことがあるのでございませぬが、もうこの事業自体、いわゆる手洗いというやり方は、非常にこの重度のいわば労働でございまして、私自身も手足に、もう全部の節々に関節炎を起こした経験がある。非常に重度の労働でございまして、もうこういうものなしには、新しく工員として入つてくるというものも順次なくなるといふ方がむしろ実態でございませぬ。業界の正しい発展ということから申しまして、お得意に迷惑をかけないという点から申しまして、もうもうこういう機械を入れなければならぬ時代がきておられます。たとえばよくクリーニング屋で品物がいたむ、破れる、というのを言ひるのでありますが、それは手では、手しほりをするときに、びりつとこぼれるのでござい

ます。これをもし速心分離の脱水機でいたしますれば、そういう危険は全然ない。よくクリーニング商店で色がしみ出たということも言われるのであります。た、そういうことも速心分離の脱水機がございませぬれば、全然ないのでございまして、もう業界のそういうような意味でのよき発展という点から申しまして、また工員をむしろ、より得やすくし、さらにまた、工員があまりにひどい重労働をしないで済むという点から申しまして、ここに書いてありますように、あるいは高度の、最近八十度以上の温度で洗います高温洗剤等が非常に普及してきておられますが、そういうようなものを扱う点から申しまして、もうこれがなしには、クリーニング業、洗たく業といふものをやること自体が無理になってきておる。こういう次第でございまして、ただいまのように機械を入れたから工員が首にならぬのではないかと、いろいろなおそれ、全然ないというように考えておられます。

○木下友敬君 ちょっと関連して……私はずかしくて、大いクリーニング屋には洗たく機程度のものはあると思ひていまして、現在ないのが多いんですか。一体どれぐらいの設備になつておられますか。

○説明員(聖成稔君) 私どもの調査では、まず洗たく機を現在持つておられますものが、全体の七六・四%、それから脱水機を持つておられます施設は、九一・九%が持つておるわけでありませぬ。従ひまして、その残りのものが、これらの機械設備を現在持つておらない、こういう状態でありませぬ。

○木下友敬君 今のその数字は、アウトサイダーを入れた全体的な統計です。○説明員(聖成稔君) アウトサイダーも含めた、全国に三万一千のクリーニング所が現在ございませぬが、総数が三万一千四百ございまして、それについての調査でございませぬ。

○小柳勇君 それ以外に、業者の連合会長からの陳情書によると、今の部長の数字と少し違ふわけですが、洗たく機を設置してない人が七千ぐらいしかないように書いてあります。これは、数字は若干の違ひはあります。これが、業者の数は三万二千九百四十三人、洗たく機未設置業者数が七千二十三名となりませぬと、数的に相当違ふ。それによつて金のことも考えて、私もこの数字を見てみたんですが、その部長の数字はいつごろの数字ですか。

○説明員(聖成稔君) 三十三年末でございませぬ。それで、三万一千の中で、電気洗たく機を二四%ばかり持つておらぬということになります。そうしますと、大体七千程度になつて、大体数字が一致するんじゃないかと思ひます。私どもの方は、都道府県の衛生当局を通じての調査でございませぬが、若干時点のズレ等で、先生お持ち合わせの資料と若干の数字の差があるかと存じますので、よろしく御了承を……

○小柳勇君 私の質問はこれで最後ですけれども、この陳情書によりまして、国民金融公庫と商工組合中央金庫と使つておられますが、中小企業金融公庫を使つておらないように書いてありますけれども、中小企業金融公庫では貸さないのかどうか、それだけの企業能力がないのかどうか、その点も一つお伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(長谷川保君) 先ほど私、中小企業金融公庫を申し落としました。中小企業金融公庫でも貸してあります。ですから国民金融公庫も、今お話のように商工組合中央金庫の方も、両方貸してあります。先ほどちょっと御答弁落ちましたですが……

○坂本昭君 関連して……今の金融の問題ですけれども、現段階におけるクリーニング業主に対する金融の実態というものを御存じになつておられますか。おられましたならば御説明いただきたいんですが、どんなふうになされておるのか。

○衆議院議員(長谷川保君) その点、今ちょっと金額を、私控えがございませぬので、調べて御報告申し上げませぬ。今、他の公庫から幾らという金額については、ちょっと調査を持つておりませぬ。

○竹中恒夫君 提案者に関きたいのですが、クリーニング業が科学的に近代化されるということは、この機会にお聞かしたいのですが、この機会にお聞かしたいのですが、消費者の立場で考えた場合に、この法律が実施されますと、設備の近代化によるところの負担が加わるわけですか。これに対しては、ただいまの御説明では、適当な金融措置をあっせんするということではございませぬが、これはあつてございませぬので、これはあつてございませぬので、業者者にやはり負担がかかつてくる。そこで、第一の改正の要点であるクリーニング師を必置するということになると、やはり人件費に相当差がでけると

いうこと。そこで、相当、消費者の立場から考えますと、そういうふうな近代化されることにより、委託品が科学的に清浄にされ、あるいは棄損されませんね、すなわち委託品に傷がつかずにできるのですから、当然ある程度の負担増というものは、クリーニング料金というものは、ある程度上がるという考えも考えられるわけなんです、社会生活の消費者生活の上から考えまして、大きな圧迫があるようにお考えになるのでしょうか。あるいは、その程度であれば、大したことはないというところでしょうか。料金などをきめる場合、いずれ踏むべき審議会に諮るわけですが、この理由によつて、大幅に消費者生活を脅かすものではないかと思ふのですが、このことについての御見解はどうでしょうか。

○衆議院議員(長谷川保君) 先ほど申し上げましたように、クリーニング師の給手は、決して社会的に見たら高いわけではございません。全体から申しますれば、一般から、平均給与から申しますれば、大抵日本の社会では、高くないといえませんが、低いともいえない。一部には若い人でありまして低い人もありますけれども、平均から申しますと、今のところでは当を得ているのではないかと考えております。従つて、クリーニング師を必置するといたしましても、これが上がつていく、それがクリーニングの料金に影響してくるといふことはないだらうと思ひます。

それから機械等を入れました場合に、これが上がるではないかという点もありますが、順次機械も非常に進歩して

してございまして、機械にもよりますけれども、大体、機械を入れることによつて、手洗い、手仕事よりもはるかに能率が上がつて参る、従つて、そのことによつて、料金が上がつてくる因子になるということにはなりません。むしろこのことによつて合理化され、料金におきましてはむしろ低下していくべきではないか、こういふように思われまして、このことによつて消費者諸君に非常な迷惑をかけるというようないことは全然ない、こういふように確信いたしております。

○竹中恒夫君 もう一点、今の設備の近代化による経済的な圧迫はないということはわかりましたが、全体のクリーニング師の平均給与は安い、従つて大したことはないかという点については、先ほど聞きますと、最低賃金の面に關して、業者間協定等もあまりきいておられないということですが、そういう最低賃金が非常に低い状態にあるということ自体が、これは別問題ですが、しかし、これは当然考慮しなければならぬと思ふのですが、それを当然考慮することによつて、この改正点にやはり響いてきはしないかという点に、私は一応の疑問を持つわけですが、そういう点についてどうですか。

○衆議院議員(長谷川保君) 業界ともいろいろ、私もよく連絡をしてみたのでありますが、業界も非常に低賃金というものは、引上げなければならぬ、しかし、ただいま申しましたような機械設備等を充実いたしました合理化して参ります、そういうことで、これを料金を引き上げていくというより注意向は持つております。ことに、厚生省の

方が中心になつて、御承知のように料金をすてに決定をされるということでは、決定する仕組になつておりますので、これを業者が、このことによつて無法に上げていくというようないことは全然できない仕組みになつておられます。その御心配をいたさなくとも思ひます。

○木下友敬君 長谷川先生の今の御答弁で私は安心するわけだけれども、しかし、私は何かクリーニングの料金、早晩とは言わぬけれども、上がつてくるおそれがあると思ふが、先生の迷惑する。消費者は喜ぶかもしれないけれども、業者が迷惑するということ事態が起らないとも限らないと思ふのですが、この法案を通すために、いろいろおそれはないと言ひ切れることは、私は危険だと思ふのですが、はたしてそれでいいかどうか。それはその法案を通すためにはいいけれども、そこまで言われない方がいいんじゃないかと思ふのだけれども、どんなものだからと思ふのですがね。

○説明員(聖成君) 料金の問題でございますが、先ほどちよつと申しました環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律に基づきまして、連合会が適正化基準の認可を厚生大臣から受けることになつておりますが、クリーニングにつきましましては、昨年以來、適正化基準の審議を中央の適正化審議会で行つたしまして、去る十月の二十一日付けをもちまして、クリーニングと理容の適正化基準の認可をいたしましたわけでありまして、現在それに基づきまして、これを御手本といたしまして、各都道府県のクリーニングの同業組合が、都

道府県知事の認可を得まして適正化規定というものを設けることになつておられます。これまた県の審議会の審議を受けるわけでございます。これからこれが出ようとして居る段階でございます。そこで中央の基準は直ちに個々の業者あるいは国民に直接影響はしない、いわば基本的なものでございまして、その基準額を出します際に、すでに中央の基準では、従業員が四人で、それから電気洗たく機一台、脱水機一台を持つて居る施設が最も平均的の施設であるということで、これを基準といたしまして原価計算いたしました。洗たく代が三十四円六十一銭というものが出されたわけでございます。従つて、これを御手本といたしまして、各県の適正基準は各地域の実情に応じて、そのものをきめていくわけなんです。しかし、この料金は計算カルテルの方式の形式になつておりました、それより低料金であつても、それが単なるダンピング行為ではなくて、経済の合理化等によつてそれよりも安くやれるという場合には、それを認めるといふ建前にいたしておるわけでございます。従いまして、先ほど来、先生方御懸念になります、こうした改正が行なわれることによつて直ちに料金の引き上げが行なわれるという懸念は、私も全然ないと思ひます。

○木下友敬君 それはいんです。諸条件が、たとえばガス代が上がるとか、電気料が上がるとか、だんだんそういう事態が今起こつて居るわけなんです、そういう場合に上がるのは、それはやむを得ないと思ひますけれども、私は今言われたように、最低賃金

というものが新たに業者間で協定されても、それでも上げないと言ひ切る、給与も上げられぬということになる。たとえば一萬二千幾らくらいが平均だといつても、それは安いと思ふのです。クリーニング師というより、各名前がついたものが一萬二千円、年令が幾らかかわりませんが、それでも安いから、そういうものを上げてもらわなければならぬから、自然私は膨脹してくると思ふのです、支出面が。そうしたときには上げるといふ要求は至当だと見なければならぬ。そこまで封じて、そんな事態は起きない、最低賃金の協定ができて、クリーニング料金が上がる心配がないのだということ、私は、私は言ひ過ぎではないかと、こう思つて居るのです。そういうことをいふと、クリーニング師を倒すことになつてしまふやせんかということをお心配するのですが、どうですか。

○衆議院議員(長谷川保君) 少し私の申し上げましたことが、あるいは言ひ過ぎであるかと思ひますけれども、私どもの考えます点では、やはり設備を近代化していく、そうして能率を十分上げるといふことで、従業員諸君の待遇もよくし、同時にまた得意の方に迷惑をかける、こういう努力を業者といたしましては全力を尽くしまして、なお、いろいろな諸般の事情から上げざるを得ないということになれば、先ほどお話しした、適正化の中央審議会及び府県の審議会等の方で、これは御承知のように、消費者代表も、あるいは学識経験者も入つております委員会でございます。この方にお願ひをいたしまして、原価計算を十分していただきまして、上げるといふことにも

なろうかと思いませんけれども、まあ業界といたしましての本来の任務は、やはりできるだけ設備を近代化して、両者の福祉をはかつていく、こういうふうに全力を上昇するように努力していただくべきだと、こう存じております。私自身もこの関係の方面で顧問をいたしておりますが、そういうように努力をしていきたいと、こう存じております。

○坂本昭君 今度は二カ年を期してすべてのクリーニング商にクリーニング師を必置するということになります。山間僻地、最近では化繊もすいぶん行き渡っておりますし、かなりな僻地にもこの制度が二カ年以内には及ばなければなりません。そうした場合に、一人でやっていると私も私はいなかへ行くとかかりあると思う。そうした場合に、このクリーニング師必置のこの制度を設けるためには、いろいろと特別な指導を講じなければならぬと思っておりますが、提案者並びに厚生省の方で、どういふふうな考えを持っておられるか、御説明をいただきたい。

○衆議院議員(長谷川保君) これは先ほど来申し上げておりますように、最近の化繊等の非常な進歩普及のために、非常な努力をしてクリーニング師の技術を高めなければならぬというところで、各地方に参りましても、たぶん先生方のお国の方でも同様だと存じておりますが、お調べいただければわかりますように、非常な業界も努力をいたしまして、講習会等をやっております。ただいまお話しのとおり、たとえば山の奥等で、一人親方としてやっておるようなところは、非常に忙しいために、なかなか講習会に出られないという点

もあろうかと思いませんけれども、そういう点は、やはりできるだけ業界といつたとしても、それらに出やすいような態勢を作つてやる。たとえばその方の近くに講習会を移動してやるというより、近い方法において技術を高めませんか。この業務が遂行されない時代がきておる。この点につきましては、既存業者をこの試験等で絶対廃業させるといふようなことのないように、業界としましては努力すると申しておりますけれども、同様に、ただいまのような技術の問題につきましても、あと限り講習会をやつていく、教多く開きまして、この技術の向上をはかつて、万遺憾なきを期していくように、業界の方としましては努力をしたいと思います。どういふふうな考えをおられるか、このように存じておられるわけでありまして、業界もその決意で、今回のこの法案の提出について私どもに申しておるわけでありまして、細部の点につきましては環境衛生部長から……

○説明員(聖成君) ただいま坂本先生の御質問の問題でございますが、確かに僻地に参りますと、一人あるいは夫婦二人でやっておるといったような実態であつて、クリーニング師を雇う能力がない。結局クリーニング師必置の義務が生ずれば、みずからクリーニング師の資格を取得する以外に方法がないというケースは相当あるだろうと、私も考えておるわけでありまして、そこで、まず先ほどお答え申し上げましたように、クリーニング師の試験を受けるための受験資格であります。これは昔であれば高等小学校卒業、現在では新制中卒業というものであります。特に古い人では尋常小

学校だけしか出ていない。従つて、高等科を卒業してないということになりますと、受験資格がないということになるわけでありまして、この点につきましては、すでに今までにおきまして、省令をもちまして、厚生大臣において昔の小学校の高等科を修了した者あるいは現在の中学校の二年を終つた者とおおむね同等の学力ありと認められた場合には受験資格を与えることになつておるわけでありまして、そのために必要な講習会を都道府県の方でやつてもらひまして、その講習会を受けた者を厚生大臣は受験資格ありというふうに認定いたしました。従つて、今後、このように改正が行なわれれば、ますますその措置を強化してやつていく必要がある、かように思ひつております。

次に、それにいたしましたも、先ほど申し上げたように、衛生法規、それから公衆衛生に関する簡単な知識、そのほか実務に関する試験という三点が試験科目になっておりますが、特に、そういう特殊なケース等につきましても、極力実務的な、技術の方面に重点を置いて試験をやるというふうなことも考慮して参らなされるならんじやないかと、かように考えておるわけでありまして、なおまた、このクリーニング試験に不合格の原因として考えられますのは、筆頭による表現力が不足しておるといふケースもすいぶんあるようでありまして、すでに埼玉県等におきましては、口頭試験の形式で試験をやつておるといふようなこともございまして、極力その救済に遺憾なきを期したい、かように考えております。

○坂本昭君 僻地の特殊な状況については、十分、提案者並びに行政官庁において、今言われました努力をお願いしておきたいと思ひます。それから、先ほど来、討議されました融資の問題について一言お尋ねしたいのですが、この書類によりまして、今度の洗たく機並びに脱水機に必要な所要融資総額が三億数千万円に達するようですが、これに対して、組合としては交渉をせられて、ほとんど融資を受け得る見通しである、まあ、見通しであるというふうな報告を私も受けておりますが、この見通しということだけでは、はなはだおぼつかないものであつて、これに対して、何らかもつとこれを強化する具体的な手段、方法、そういうものは提案者においては御検討しておられますか。

○衆議院議員(長谷川保君) この点につきましては、私も一番心配をしておりますところでございます。先ほど来申し上げておりますように、クリーニング環境衛生同業組合の方でできるだけの尽力をして、ただいま申しましたような、まず融資の面につきましても、各金融公庫等を通じまして努力するとともに、機械を入れることについて、大体、月二千元から三千元の月賦で入るようになりますと、そういうようにすることで、この点は案外心配ないのではないか。ことに昨年——三十三年以来、こういう傾向になるというところから、急速に機械をもちますでに相当入れました。多分、お手元にあります資料と、先ほどの環境衛生部長からの資料との機械数の違いということも察せられますように、ちよつと、業界の方で調

べましたのは相当期間が長く、間い合わせましてから返事がくるまでだいぶ長かったものですから、そこで数字が違ふと思ひますが、それでお察しいただけますように、急速に機械を入れておきます。入れられるようにすることで、その点は案外心配ないのではないかと、いふふうに考えております。まあ、月二千元ないし三千元の月賦ということになれば、その程度のものでできないというところは、最近の御承知の、山の奥でも、もう、村長でも村会議員でも、あるいはまた、ちよつとしたお百姓さんの家でも、みんな洋服を着るという時代が来ておりますものですから、まあ、最近の業界の発展ぶりというものは相当目ざましいものがございます。なるほど事業所の数としては相当多うございまして、その意味において飽和点が達しておるようにも考えられますが、同時に一般国民の、洋服を着る、従つてクリーニング商を利用するといふ、その数はもう著しく発展しております。従つて、月二千元ないし三千元の月賦も払うことができるというふうな事業所は、そうないというふうな私どもには考えられるのであります。この点はなお努力させますけれども、まずまず心配ないというふうに考えております。

○徳永正利君 私この法案は賛成でございますが、二、三點お聞きしておきたいと思ひますが、宿屋なんかでお客様の洗たくをやつて料金を取るというものは、クリーニング業法の適用があるわけでございますか、どうでございますか。

○徳永正利君 宿屋なんかでお客様の洗たくをやつて料金を取るというものは、クリーニング業法の適用があるわけでございますか、どうでございますか。

○説明員(聖成裕君) 旅館やホテル等で、みずから設備を持っておいて、お客に限って洗たくをやっているというものは、これはいわゆる営業が反復継続して不特定多数人を相手にする、こういうことが一般営業の実態でございますので、特にクリーニング商の手續といいますが、そういう必要はないと考えております。

○徳永正利君 それから今までにクリーニング師の試験を受けた合格者率でございますね、これはどのくらい程度になっておりますか。

○説明員(聖成裕君) 全国的なものはございませんで、取り急ぎ近県につきましては調査したものを先ほど申し上げまして調査したものでございますが、たとえは東京では六六%、あるいは神奈川県では六九%、高いところでは、茨城県が九一%といったような状況でございます。

○徳永正利君 まあいろいろな、県によつてまちまちのようでございまして、一番御心配の、付帯決議がついておられます。廃業のやむなきに至らぬというの、クリーニング師の試験の問題だろふと思ひますが、この点、今は比較的厳格におやりになっておるだろうと思ひますが、この点が一つ心配な点があるわけですが、これは先ほど来皆さん方からいろいろ御質問があつて、全きを期す、一人もないといふようにやるということでございますから、その点は十分お合みを願つて、廃業のやむなきに至るといふようなことのないようにお願いを申し上げます。

それから先ほど長谷川さんがおっしゃいましたことでございますが、非常に努力するといふお話でございます。両者力を合わせまして万遺憾のないようにいたしたいと、こう思つております。

常に零細なクリーニング師というの、実はあるわけなんです。この前、どなたかの御発言だったかと思ひますが、東京にも何か手でやっておるところがあるといふことを聞きます。私の知つております範囲でも、家庭用の電気洗たく機でワイシャツ、シャツ類を洗たくしてやっておるところもあるわけなんです。説明を見ますと、最低限度のもので一式八万円の金がかかる。床を直すのも五千円程度のものがかかるというところでございますが、先ほど御説明の通りに、月二千円ないし三千円で償却できるといふお話をすけれども、実際手で今までやっておったとか、あるいは家庭用の電気洗たく機で営業をやっておったという人が融資が受けられない、あるいはまた受けても非常に償却に困難があるといふようなことのないように、まあ大きなところを見ますと、八万五千円やそれらの金は大きいたことではないと思ひますが、実際に町を見て回りますと、零細な、電気洗たく機を回しておるといふのがあつたのでございまして、この点は提案者におかれましても、今後また業界等とも御相談もあることと思ひますが、どうかこの法律ができ上がりますために、大きな圧迫を受けまいように十分御指導なり、御援助を賜りたい、かように考へてお願いを申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○吉武恵市君 私はこの際、ただいま決定されました本案に對しまして、お手元に配付しておりますような付帯決議を付することの動議を提出いたしたいと思ひます。

クリーニング業法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案 政府は、本改正法の円滑なる実施をはかるため、次の事項について、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

一、洗たく機、脱水機その他本法改正に伴う施設の整備を行なうこと 二、新たにクリーニング師の資格を取得せんとする既存業者に對しては、講習その他適切な指導を行ない、廃業等のやむなきに至る者の生じないよう配慮すること。

○委員長(加藤武徳君) ただいま吉武君から提出の付帯決議案を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

先ほど来、各委員から質問の出ましたように、本法の改正は、一つは、その施設の改善をはかることにあるのであります。これは非常にけっこうなことでありますが、しかし、洗たく機、脱水機、その他施設を整備いたしますのに、御答弁のありましたように、相当の資金を要するのであります。数多くの業者の中には、その資金の調達に困られる者も限りませんで、これらの資金の調達につきまして、政府におかれまして、できるだけ円滑に御配慮を願いたいというのが第一点であります。

第二は、本法の改正の二点であります。五人以下の業者にもクリーニング師を置くようになるのでありまして、このこともきわめてけっこうなことでありますが、しかし、既存業者の中に、もし万一クリーニング師の資格を取得できないために廃業するといふようなことが起りましては、まことに気の毒だと存するのであります。従ひまして、これらの者が廃業しないで済むように、講習その他適切な指導を行なわれまして、みんなが資格を取得できるような御配慮を願いたい。

以上各点でございます。各委員の御賛同をお願いする次第でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの付帯決議案につきまして、質疑の御ありの向きは御発言を願います。――別に御質疑もないようですから、採決いたします。

吉武君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よって吉武君提出の付帯決議案を本委員会の決議として本案に付することに決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めますので、さより決定いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(加藤武徳君) 速記を起こし

午後一時五十八分開会
○委員長(加藤武徳君) それでは再開いたします。

本日まで当委員会に付託中の請願は百四十四件でございます。専門員の手元において整理せしめて参りましたが、案件が多数残りますので、便宜上、さらに委員長及び理事においてあらかじめ検討を行なったのであります。その結果、議院の会議に付するを要し、内閣に送付を要するものとの意見の一致を見ましたものを専門員をして報告いたさせます。

なお、その他の請願はさらに検討を要するものと認め、これを保留とすべきものと協議いたしました。御報告をいたしました。

○専門員(増本甲吉君) ただいまお手元にお届け申しました紙に書いてあります通り、百三十件でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま増本専門員から報告いたしました通り、本委員会の決定いたしました請願が百三十件ございますが、これを本委員会にて採択すべきものと決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めまして、さように決定いたしました。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、社会保障制度に関する調査の一環として一般厚生行政に関する件を議題といたします。

きよりは予算の問題その他で政府の出席者が少ないのでございますが、ただいま厚生省の河野引揚援護局長、社会局の実本庶務課長、年金局の高木福社年金課長、社会局の中村生活課長が出席しております。御質疑のおありの方は、逐次御質疑をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私二、三点、きょうは質問をしたい。年末に差し迫っているいろいろな問題があるのでありますから、順次実態を明らかにしていただきたいと思っております。

第一番目に御質問申し上げたいのは、赤い羽根の年末の運動でございます。この概要について、どういふ工合に、各府県ごとにその募金が集まり、どういふところに、どのようにして配分されているかという実態を御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(実本博次君) お尋ねの赤い羽根募金の年末募金のお話でございますが、こととしては、御承知のように、共同募金の募金期間を、法律に定められております期間を、従来十月一カ月とございまして、十月から十二月までというふうに、三カ月で募金期間を延長いたしました。歳末に従来行なわれておりました歳末助け合い運動の一環として、金品の募集をしておりまして、共同募金の方でそれを行なうということになりました。共同募金と社会福祉協議会の共催、そのほか各市町村社協、その他婦人会とか、そういった地域の社会福祉団体の協賛を得まして、ことしはそういった金品の募集、それからその他無料診療、あるいはその他の生活相談といったようなものを全部ひっくるめまして、十二月の一日から年末まで、そういった運動を各地に展開してやらせております。

で、これは社協と共募が中心になります。あと、先ほど申し上げましたような地域の社会福祉団体、その他の関係団体がそれに参加して、各種の、今申し上げましたような金品の募集を中心としました社会福祉活動を行なう、こういったふうなことでやっております。

○藤田藤太郎君 大体二、三年の状態は、どれくらい集まって、どういふ工合に執行したか、今年はそのくらい予想して、どんな工合に支給するか、これをちょっと。

○説明員(実本博次君) 従来歳末助け合い運動ということで、金品その他を集めて配分いたしておりましたが、お金のあれで実績が上がっておりますのは大体二億四千万程度のお金が集ま

すが、ことしは、御承知のように、共同募金の募金期間を、法律に定められております期間を、従来十月一カ月とございまして、十月から十二月までというふうに、三カ月で募金期間を延長いたしました。歳末に従来行なわれておりました歳末助け合い運動の一環として、金品の募集をしておりまして、共同募金の方でそれを行なうということになりました。共同募金と社会福祉協議会の共催、そのほか各市町村社協、その他婦人会とか、そういった地域の社会福祉団体の協賛を得まして、ことしはそういった金品の募集、それからその他無料診療、あるいはその他の生活相談といったようなものを全部ひっくるめまして、十二月の一日から年末まで、そういった運動を各地に展開してやらせております。

で、これは社協と共募が中心になります。あと、先ほど申し上げましたような地域の社会福祉団体、その他の関係団体がそれに参加して、各種の、今申し上げましたような金品の募集を中心としました社会福祉活動を行なう、こういったふうなことでやっております。

○藤田藤太郎君 大体二、三年の状態は、どれくらい集まって、どういふ工合に執行したか、今年はそのくらい予想して、どんな工合に支給するか、これをちょっと。

○説明員(実本博次君) 従来歳末助け合い運動ということで、金品その他を集めて配分いたしておりましたが、お金のあれで実績が上がっておりますのは大体二億四千万程度のお金が集ま

す。それから品物も大体金目換算いたしますと、大体同程度の額のものが集められて、その地域のリードを持つている人々に配分いたしております。ことしも大体従来二億四千万というものを目標といたしまして行なっております。まだ目下運動の継続中でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、この赤い羽根運動というものは、いろいろ地域において問題を起こしているわけですが、たとえば事務費にたいしては過ぎたか、それからまた、配分上の問題について、いろいろ問題を起こしているわけですが、私は、きょう差し迫っていることから、いろいろ問題も、詳しいことは言いたくありませんけれども、今年の目標ですね、品物が二億四千万、二億四千万、四億四千万、大体集まる予想だから、どういふところに配分されるか、それを一つ聞きたい。

○説明員(実本博次君) これは御承知のことと思いますが、各都道府県におきまして共同募金会、それから各都道府県におきまして社会福祉協議会というものが、共催いたしております。寄附金の募集、それから配分に関する業務の責任は、各都道府県におきまして共同募金会が、その責任者として、実行いたしております。そうして今度は、そこで配分案がきまるわけでございます。

その配分案を実施いたしまして、対象者に金品を贈る計画を立てるのは、社会福祉協議会で立てまして、社協が、そういう人々に、集まりました寄附金品をお分かつる責任者になっておりまして、それぞれ共募と社協で、各都

道府県ごとの共募と社協で、その配分、募集目標を立てて、金額を立て、それから配分計画を立てて、そうしてそれを実施いたしておる、こういったふうになっております。で、中央の共同募金会と、全国社会福祉協議会で、各団体に配分するいろいろな連絡調整の事務に当たっております。

○藤田藤太郎君 それでは、思想だけはお聞かせいただけますか、大体詳しいことは……資料はありますか。

○説明員(実本博次君) お尋ねの十二月募金につきましては、まだ実績が、全部締め切っておりませんので、中間報告的なものもまだ、年末のこと、もらっておりませんが、従来、十月から行なっております、年末助け合い募金ではない、共同募金の方の中間報告も、資料としてまとめたものが、まだできておらぬわけでございます。

○藤田藤太郎君 だから、今年のものがないければ、昨年のでけつりですか、一つ資料を出していただきたいと思っております。それから今年の方も明細にして後ほど、どうせ来年になりますけれども、資料をいただきたいと思っております。

ただ、私はなぜきょうこういふことをお聞きしたかという、従来、金は相当集まる。半強制的なような格好ですね。末端へおきますとそういう募金の金は、一軒幾らとか、街頭の分と合わせて、半強制的なような格好で、この募金が行なわれている。だからそういう金というものは、やっぱり僕は国民に、その募金されたものと、使途、事務費にどれだけ使ったか、輸送費、これも事務費に入りますけれども、ど

道府県ごとの共募と社協で、その配分、募集目標を立てて、金額を立て、それから配分計画を立てて、そうしてそれを実施いたしておる、こういったふうになっております。で、中央の共同募金会と、全国社会福祉協議会で、各団体に配分するいろいろな連絡調整の事務に当たっております。

○藤田藤太郎君 それでは、思想だけはお聞かせいただけますか、大体詳しいことは……資料はありますか。

○説明員(実本博次君) お尋ねの十二月募金につきましては、まだ実績が、全部締め切っておりませんので、中間報告的なものもまだ、年末のこと、もらっておりませんが、従来、十月から行なっております、年末助け合い募金ではない、共同募金の方の中間報告も、資料としてまとめたものが、まだできておらぬわけでございます。

ただ、私はなぜきょうこういふことをお聞きしたかという、従来、金は相当集まる。半強制的なような格好ですね。末端へおきますとそういう募金の金は、一軒幾らとか、街頭の分と合わせて、半強制的なような格好で、この募金が行なわれている。だからそういう金というものは、やっぱり僕は国民に、その募金されたものと、使途、事務費にどれだけ使ったか、輸送費、これも事務費に入りますけれども、ど

道府県ごとの共募と社協で、その配分、募集目標を立てて、金額を立て、それから配分計画を立てて、そうしてそれを実施いたしておる、こういったふうになっております。で、中央の共同募金会と、全国社会福祉協議会で、各団体に配分するいろいろな連絡調整の事務に当たっております。

○藤田藤太郎君 それでは、思想だけはお聞かせいただけますか、大体詳しいことは……資料はありますか。

○説明員(実本博次君) お尋ねの十二月募金につきましては、まだ実績が、全部締め切っておりませんので、中間報告的なものもまだ、年末のこと、もらっておりませんが、従来、十月から行なっております、年末助け合い募金ではない、共同募金の方の中間報告も、資料としてまとめたものが、まだできておらぬわけでございます。

ただ、私はなぜきょうこういふことをお聞きしたかという、従来、金は相当集まる。半強制的なような格好ですね。末端へおきますとそういう募金の金は、一軒幾らとか、街頭の分と合わせて、半強制的なような格好で、この募金が行なわれている。だからそういう金というものは、やっぱり僕は国民に、その募金されたものと、使途、事務費にどれだけ使ったか、輸送費、これも事務費に入りますけれども、ど

道府県ごとの共募と社協で、その配分、募集目標を立てて、金額を立て、それから配分計画を立てて、そうしてそれを実施いたしておる、こういったふうになっております。で、中央の共同募金会と、全国社会福祉協議会で、各団体に配分するいろいろな連絡調整の事務に当たっております。

いろいろところに、どういう工合に配分したかということが明らかにされないといかぬのではないかと思ふのです。私の県でも問題を起しました。それで、最近是非常に熱心におやりになっていただいていると思ふのですけれど、こゝろの程度今の中央募金会と福祉協議会とが、指導して、府県のそゝろで配分されるわけですけれども、厚生省ほどの程度の責任と監督があるわけですか。

○説明員(実本博次君) お尋ねの寄付金品の配分の問題でございますが、これにつきましては、年末助け合い運動につきましても、社会福祉事業法の七十六条によりますと、「共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ協議会の意見をきき、協議会と申しますのは地域の社会福祉協議会ですが、こゝでは府県協賛をしておりますが、意見をきき、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならぬ。」ということ、各都道府県知事さんのところにその募金の目標額とか、受配者の範囲とか、それからその配分の方法とかというものをあらかじめ届け出て公示するわけでございます。その結果、集まりましたものをまた都道府県知事はその通りになっていくかどうかというところを報告を取らして、そこで募金の計画通りいっているかどうか、配分が正しいかどうかということをチェックさせるようになっております。従いまして、各都道府県ごとに知事さんのところでそゝろのことをどういふふうに行なわれる予定であり、結果はどういふふうになったかということが照合され

て参りまして、それにつきましているところを、それに従うことになっております。

○藤田藤太郎君 だから私が申し上げたいことは、間違いないように、私はやっぱり運営の指導監督は厚生省にあると思ふのです。間違いないように、私は、今年こそは、半強制的に集められる金なんですから、それからまた品物なんですから、それは一つやっていた方がいいというところが私の意見なんです。だから、今詳しいことを時間をとって、意見が私はあるのですけれども、これはきよよりはやめますけれども、今年の方は間違いないように明瞭にしたい。それで、ひそかの実態をこの社会労働委員会に明らかにしていただきたい、こゝに、三年の分と今年の結末を、資料を一つ提示してもらいたい。

それじゃこの問題ほかに御意見があればこれくらいにしておきまして、次の問題に入ります。

これと関連してですがね、年賀郵便の一円分がありますね、この一円分は年によって違ふし、また、これは郵政省との関係で、実際に郵政省が働いておられる、厚生省というよりか……。そゝろ、年賀郵便のお金をもらって、赤字とかそゝろいふところに援護されている問題だと思ふのですが、去年、おとしです、順送りにとしとの計画を、それから去年、おとしの計画算されておられますが、こゝの計画は、どれだけやられて、どのくらい入って、どういふ工合にやったかといふことを、一つ年次別に二、三年前からでけつこうですからお願いしたい。

○説明員(実本博次君) お年玉のはがきを売りまして利益につきまして、共同募金を通じて社会福祉施設に配分していただきます金額でございますが、これは三十三年度には法律が改正されました、従来は社会福祉の事業に對してのみ寄付金の対象者を限定いたしておりましたが、三十三年の法律改正によりまして、非常災害による被災者の救助を行なう団体、あるいはガン、結核、小児麻痺等、特殊な疾病の学術的研究及び治療を行なう団体、あるいは原爆被爆者の治療、援助を行なう団体といふものが配分の対象に付け加えられました。従つて、配分対象がふえられたわけでございますが、社会福祉事業につきましても、従来日赤、共募合、わせたま、大体四億五千万円といふふうな配分額を受けておりましたが、三十三年の法律改正によりましては、その対象がふえましたが、今年度の配分金におきましても、大体従来と同様四億五千万円という配分を受けております。

○藤田藤太郎君 その四億五千万円を受けられたお金は、どこへなんぼ、どこへなんぼ配分されておりますか。

○説明員(実本博次君) 四億五千万円のうち大体、募金管理会というものがございまして、その事務費に大体六千万円ばかり納入しなければならぬ。従いまして、あと三億と九千万円が実際の日赤、共募といふところに配分される額になっております。大体九千万円が日赤、あと三億円が中央共同募金会といふことになっております。そして中央共同募金会に、全国の社会福祉の団体の約千二百ばかりの団体に、その三億円の金が各都道府県の

共募を通じて配分されると、こゝろいふふうになっております。

○藤田藤太郎君 三億円が共同募金の――各府県に三億円を配分して、日赤は九千万円と、こゝろいふことですか。

○説明員(実本博次君) ええ。

○藤田藤太郎君 そゝろなりますと、共同募金と社会福祉協議会との関係で配分されるのは、年々七億圓くらいのものを配分されるわけですね、品物をまけて。

○説明員(実本博次君) 今の御質問は、先ほど私が御説明申し上げましたのは、年末におきます歳末助け合い運動として集まります募金額が三億ございまして、従来十月にやつておりました共同募金本来の募金額、これはもつと多うございまして約十三億ございまして、ですから、こゝろから初めて歳末の助け合い運動として共同募金が行ないます二億圓といふものは、それにプラスされて参るわけでございます。本来昭和二十二年から行なつておりました――十年間行なつておりました共同募金、十月一カ月だけで行なつておりました共同募金、これは三十三年度の実績が約十三億といふことになると思ふ。従いまして、十三億の一般共同募金と、それから今の日赤、中央共募に配分されます四億五千万円、それから年末助け合い運動として予定されておられます二億圓の総計約十八億でございますが、民間のこゝろいふ資金といふことで、募金額といふことで、各民間団体に配分される、こゝろいふふうになっております。

○藤田藤太郎君 この六千万圓の事務費といふのは、共同募金会の事務費ですか。

○説明員(実本博次君) これはお年玉のはがきの募金を管理いたします郵政省の外郭団体で、法律上認められた郵便募金管理会といふのがございまして、その法律上所定の手数料でございます。

○藤田藤太郎君 郵便募金管理会といふ所へこれが六千万圓行つて、日赤は九千万圓、それであと三億が共同募金、十月一カ月が十三億で、年末のやつが二億と二億、こゝろいふことですね。相当な金になりますね。この中のたゞは会計上の問題は、明らかに会計検査院の検査も受けるような仕組みになっておりますか。

○説明員(実本博次君) これは主として各都道府県におきます共同募金会、これは厚生大臣の監督あるいは都道府県知事の監督といふことで、その監督権の発動としての経理監査なり使途の監査を履行いたしております。会計検査院の場合は、国費ではございませんので、会計検査院の検査を直接受けるということは今までやつておりませんが、お願いしてやつていただくといふふうなことはあります。

○徳永正利君 関連して、郵便募金管理会といふのはどういふあれですか、構成なんですか。

○説明員(実本博次君) 今お尋ねの募金管理会でございますが、これは昨年の法律改正で、お年玉つき郵便葉書及び寄付金つき郵便葉書等の発売並びに寄付金の処理に関する法律といふのがございまして、これの一部改正が昨年行なわれました結果、この募金管理会といふのが、その法律の中で認められましたのでございまして、これは郵便募金、一圓の寄付金の、はがきから上

がつてきます一円の募金の分について、募金を保管し、そしてその管理をいたします特別な法人ということで認められました。いわば郵政省の外郭団体というふうな性格の法人でございませう。

○徳永正利君 それは、ただ管理するだけでですか。

○説明員(実本博次君) その業務につきましては、同法の二十四条に、「寄附金の受入及び保管」、「配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入」、それから「交付に係る配分金の使途についての監査」、それから「前三号の業務に附帯する業務」、こういうふうな業務を行なうことになっております。

○藤田藤太郎君 私は、これは非常にこの内容をお聞きしたいのですけれども、きょうはまあやめます。これは資料を下さい。いつくれますか。

○説明員(実本博次君) 三十三年度のあれにつきましては、共同募金全体のものにつきましてはできておりますから、きょう、あとで差し上げます。

○藤田藤太郎君 それでは、今年度の計画についても、できる範囲の資料を、きょう、あすにいただきたい。私も少し問題を持っているのですけれども、いずれまたそれを見せたららうからにして、きょうはやめます。

○小柳勇君 私は、母子福祉年金を中心に二、三質問いたしますが、現在の国民年金の申請状況について、老齢年金、障害年金、母子福祉年金の三つに分けて御説明をお願いいたします。

○説明員(高木玄君) 現在、私どもの手元には、全国統計といたしましては十一月三十日現在の統計ができており

ますが、これによりますと、老齢福祉年金につきましては、本年の福祉年金を受けられる者が、本年の福祉年金を算上九十八万五千八百七十四人見込んでおります。それに対して、市町村にすでに裁定請求の手続を終わりました者が、百八十三万九千六百八十八人というので、全体の九三%が十一月末日にすでに裁定請求の手続を終わっております。

障害福祉年金につきましては、受給予定者数が十八万二千三百三十六人というのでございしますが、これに對して十二万二千三百三十三人、率にいたしまして六七%に当たる方が裁定請求の手続を終わっているわけでございます。

母子福祉年金は、非常に率直なところこの書類の工合が悪うございまして、私も、この母子福祉年金を今年もらいに来る方が四十七万六千八百七十四人というふうに考えておりましたが、それに対して、十一月三十日現在市町村に手続を終わりました者が十三万三千三百七十人で、比率にいたしまして三三%、ちょうど三分の一の方が裁定請求の手続を終わった、かような状況でございます。

○小柳勇君 この母子福祉年金で三%だということ、ほかのと率が非常に違いますが、原因をどういふところに見られるか、御説明願います。

○説明員(高木玄君) この点は、私も非常に心配いたしました。いろいろその原因につきまして、都道府県の当局その他からその状況を調べてもらっているのをごさいます。これはいろいろな原因が競合してこういう結果

果になつておられるのじゃないかというふうに考えております。まず、受給権者側の事情から考えてみます。老齢年金とか障害年金の場合のように、外形的な判断が母子年金についてはできないわけでございます。障害年金であれば、外形的に見てもこの方は障害者であるというところはわかるし、年寄りならば外から見てもわかるわけでございますが、母子年金の場合には、その家庭の内部に立ち入って見ないと、内部に入らざるを得ない。母子世帯であるかどうかというところがつかめない。そういう事情から、市町村役場でも非常に母子世帯の把握に苦労しているわけでございます。老齢年金の場合でございますと、戸籍簿だけ見て七十才以上ということであればすくつかめまして、障害年金ならば身体障害者手帳がすでに発給されておられますので、そういう基礎資料によつて把握できるのをごさいます。この母子年金の場合には、市町村の当事者自体が非常に把握に苦しんでいる、こういう状況でございます。次に考えられるのは、こういう母子世帯の方々が昼間お子さんを預けて働きに出られるために、役所に来て手続をとる時間的余裕に乏しいという事情がありはせぬか。それから確かに、これは老齢年金や障害年金に比べますと、母子年金の場合は、裁定請求の手続がやや複雑になつております。そういう点から、非常に手続がめんどうくさい、煩にたえないというふうな印象を受けて、手続をするのを渋つているという向きがありはせぬか、かように考えます。それから、老齢、障害に比べて、所得制限が母子世帯の場合には特にきび

しく響いたのじゃないかというふうな点も考えられます。それから、母子福祉年金につきまして手続をとりますと、その方の前年度の所得でありますとか、なくなつた御主人が、死に別れたか生き別れたかというふうなことが、それから現に義務教育の終わっていないお子さんを養つておられるかどうか、こういうふうな所得関係、身分関係につきまして審査されるわけでございます。審査される内部に立ち入つて調査されることを嫌う傾向が、母子世帯には間々あるのをごさいます。こういうふうな事情も左右していかうか、私どもがこの母子福祉年金をもらえらるというふうに推計いたしました基礎数字は、昭和三十一年に実施された全国母子世帯の実態調査に基づいておられます。死別と生別の割合というものがはたして実態に合ったものかどうか。つまり、三十一年度の当時の死別率、生別率をそのままとつて、私どもは推計したわけでございますが、その後三年経過いたしました。現在において、その死別率、生別率というものがはたしてそのまま採用できる実態にあつたかどうか、この点にも一つ問題がございます。現に、私どもが母子福祉年金についていろいろ調べて参りますと、対象として調べている母子世帯が実は生別世帯であつたというケースに間々出つくわすのでありまして、そういう点から生別母子世帯というものがふえてきていく傾向にあるのではないかと、私も考えられるわけでありませう。

それから、この母子福祉年金は、他の福祉年金と同様に、単人恩給の公務扶助料とか、遺族年金の扶助料とか、そういう既存の年金が受給されている場合には支給されないわけでありませう。そういう公務扶助料なり遺族年金の扶助料の受給者数の計算に、やや少な目に計算し過ぎたのではないかと、いう反省もございませう。それから、都道府県なり市町村の担当当局が、何と云つても数が圧倒的に多い老齢福祉年金をまず片づけ、最後に母子福祉年金を片づけ、最後に母子福祉年金にむずかしいケースの多い母子福祉年金にとりかかるといふような順序で仕事をさばっていることもございませう。そういう時間的ずれもあつた程度左右してはいないか。

この今申し上げたいいろいろな理由が重なり合つて、こういう結果を生んでいるのではないかと、いろいろ私どもは反省をし、その対策を練るべく努力しているような次第でございます。

○小柳勇君 理由について非常に詳しく述べられたが、それに対する対策については、今やつておられるのがあるならば、お聞かせ願いたい。

なお、今後の計画についてどういふことを考えておられるか。特に、この仕事の都合で役場に出る機会が少ないうりな問題については、検討すればできないかと思ふのだが、そういう問題については、具体的な策を聞いておきたいと思ふ。

○説明員(高木玄君) その母子福祉年金が、老齢、障害の両福祉年金に比べ

まして、特に書類の出方が悪いという点は、私どもも現在痛切に反省し、心配している問題でありまして、この原因については、今申し上げましたようないろいろの原因が考えられるわけでございます。私どもが今後やりたいと思っておりますことは、まず第一に、何としても裁定請求の手続をとらせるように、もう一回徹底的にPRを母子世帯についてやってみたい、これがまず第一でございます。第二番目に、今先生御指摘のように、手続面で煩瑣だという点は、私どもはもう一ぺん考え直してみまして、緩和できるところは極力緩和するように、もう一ぺん検討してみたい。その検討の結果によつて、もし緩和できる余地がございますならば、来年に入つて早々その旨を都道府県市町村の方へ連絡したいといふふうに考えております。それから、昼間手続がとれないというような点につきましても、各都道府県を通じて、市町村にいろいろとお願いいたしまして、現に市町村によりましては、日曜というような休日、あるいは夜間に、特に受付をしているような事例もございまして、いずれにいたしまして、私どもは、これは十一月末日現在の数字でございますので、本年一ぱい、この十二月末までの傾向を見て、その上でさらに的確な判断を下したい。

御承知の通り、母子福祉年金自体が、本年の五月から仕事に着手しまして、現在まで半年ぐらゐの間にPRも、手続も、すべて進めて参つた関係上、いろいろと不備不徹底の点が多いのでございます。そういう点は、なおもう少し時間の経過を見まして、その実績をつかんだ上で検討してみたい。先ほど申しましたように、所得制限なり、そういうふうないろいろな受給制限の面が母子世帯の場合特にきびしいのかどうか、そういう点はもう少し実績をつかんだ上で、根本的な検討をしてみたい、かように考えている次第でございます。

○小柳勇君 それじゃ、あとは女性の更生資金の問題を、新聞に少しきびしく書いてあるから、一つだけ質問しておきたいと思つて、女性更生資金が年間予算三千二百二十万も組んであるが、現在のところ六〇%しか使つておられない、予算が余つておるといふ情勢であるのでありますが、まず、その実情について説明願いたいと思つておす。

○説明員(中村一成君) 婦人更生資金と申しますのは、御案内の通り、売春防止法の保護更生関係の予算の一環といたしまして、要保護女子の更生のための貸付金、予算で本年度で三百二十万の予算が計上されております。これは三分の二の補助率が都道府県に対して補助するわけでございます。この消化状況でございますが、ただいままで本年度で九百二十三件、三百十六万円ほど消化されております。

○小柳勇君 それはいつですか、三百二十万の予算で三百十六万ですか。

○説明員(中村一成君) 昭和三十三年の実績でございます。それで今年の二月末日までの貸し付けられたものでございます。

○小柳勇君 三十四年度の予算と、それから現在まで使つた金、それはわかれますか。

○説明員(中村一成君) 三十四年度につきましても、ただいま年度の途中でございますので、正確な今日までの貸付の実績状況はわかりませんけれども、年度の途中までのものはわかつております。

○小柳勇君 その年度の途中と、実際保護施設などをどのように使われておるか、そのことをお聞きしておきたい。

○説明員(中村一成君) ただいまの本年度の予算の交付の状況は後ほど申し上げますが、ただいまの御質問の中で保護施設の状況という御質問でございますが、これは資金とは別に保護施設はどうなつておるかという御質問であらうかと思つておす。ちよつとその方を先に申し上げますと、資金の交付状況は後ほど調べて申し上げますが、保護施設は現在までに全国で六十二の保護施設ができております。これは都道府県立のもの、社会法人がやっておりますもの、それから公益法人がやっておりますものを合せて、六十二の施設がございまして、その取容いたしますところの定数が二千五百三十六名となつております。その取容状況は、少しづつでございますが、だんだん向上いたしまして、十月の現在におきまして千三百八十九名、五五%を取容いたしております。

更生資金の貸付につきまして、先ほど私三百二十万と申しましたのは、ほかの被服関係の、被服を支給いたしましたところの補助金を申ししたので、まことに申しわけございません。更生資金につきましては、一けた違い、三千二百二十万の予算が計上されておられますので、そのうち三千万がすでに本年度におきましては支給——支給と申しますか、都道府県に対して補助済みとなつております。従つて、ほとんど、本年度の予算といたしましては、百二十万円を余して、使われておるといふことに相なつております。

○小柳勇君 貸付、これは生業資金、支度金、技能修得資金、生活資金など貸し付けているわけですが、その貸付が三千二百二十万の予算に対して、現に、都道府県の三分の二が補助されるようですが、県の方の補助はほとんど済んでおるのでしょうが、その三分の一の貸付の方についてはフルに貸付ができておるのですか。

○説明員(中村一成君) 御質問の、今度都道府県から要保護女子に貸し付けられた実績でございますけれども、これはまだ正確な数字が整つておりませんので、その点は私も十分貸し付けられたかどうかはわかりませんが、一応都道府県からの要求いたしてきたものにつきましても、全部払いまして、三百万円ほど県に行つておるわけでありまして、具体的な実際の女子に行きましたかどりにつきましては明確でございます。

○小柳勇君 私が質問のねらいを初めに言えばよかつたのですが、私は、実に言はばよかつたのですが、私は、実にいふものがあるけれども、保証人がないとか、住所が不定であるとかいふことと、生業資金や生活資金の貸付もできない。莫大な金を予算に組んでおつても、そういうものが十分に活用されないで、売春婦などが更生できない実情ではないかということが世間に話されておるので、その実情を知り、か

つ、それがそういうことであるならば、住所の問題なり保証人の問題について考えて、せつかくこのような大きな目的についてできたりつぱな予算であるので、これをフルに使つて、できるならば来年度はもっとこれをふやして、そういうふうな婦人が更生する方向に施策を立てるべきではないかと考えたので、質問したわけがありますので、そういう質問の趣旨に沿つて、いま一度その実情、今後の対策について、説明を願つておきたいと思つておす。

○説明員(中村一成君) 先ほどお答えいたしました通り、一応予算は許可されたことに相なつておるわけでありまして、御質問の通り、借ります場合におきましていろいろ問題点もあるわけでございます。それで、一番問題になりましてのが貸付額の限度でございます。現在までに貸付額は生業資金の場合一番高いのでございまして、これは限度が五万円に押えられております。それから、御質問にございまして、その保証人の問題その他におきまして、なかなか借りにくいという点があるのでございます。それで、私どもは、第一の貸付額の限度の問題につきましても、大蔵省と折衝いたしまして、世帯更生資金と同様最高額を十万円まで上げていただくように御了解いただきましたので、十二月一日から適用するようにすでに府県知事に通知済みでございます。

それから、もう一つの保証の問題でございますが、これは私どもの厚生省といたしましては、府県に對しましてできるだけ借りる方々に、何と申しますか、便宜なようにと申しますか、借

りやすいようなふうにして貸していただきたいというふうにお願いをいたしておるのでございます。ただ、府県の場合におきまして、そういう趣旨に沿って非常にめんどろを見ていただけるところと、それからもう一つは、やはりこれが貸し付けます額の中に、六割は国の補助でございまして、四割はやはり府県が金が入っているものでございまして、いろいろな府県の他ごさいますから、そういう府県の他のごさいます。それでやはりそこを確保したい気持ちとしては当然だと思っております。けれども、なかなか、何と申しますか、その返還につきまして十分な保証を希望せられる向きもありまして、非常にうまくいっておるというふうには断言できかねますが、しかし、厚生省といたしましては、こういう資金の性格上できるだけ相手の身になって貸付をするように、実は指導いたしているところでございます。

それからまた、予算そのものの増額につきましては、限度額を十万円に上げていただきましたので、額そのものをふやしていただく必要もございませんし、明年度の予算におきましては増額をただいま要求しておるところでございます。

○坂本昭君 一番最初に、委員長にちよつと伺いたのですが、御承知の通り、国会では社会労働委員会というのは兼参両方にあります。それから、前は労働関係と厚生関係が分かれておったのが、一本になって、社会労働委員会になりました。そのために、非常に審議が、何と申しますか、おくれの傾向が多いのであります。われわれ

として何とかしてこれを分けていきたいという要望もあるが、それは別問題として、さしたることは、衆議院の社会労働委員会と取り扱う問題というのとはどうしても社会の当面する重大な問題、そういう問題を取り上げる傾向が非常に強い。また、参議院の場合には、これは特に野党の側の委員の構成にも関係がありますが、労働問題などは非常によく取り扱われる。そういう関係の中から、私は、参議院の社会労働委員会というものは衆議院と違った性質、性格を持つべきではないか。特に、厚生行政というものはいつも日の当たらないところにある、その中でも特に問題にならない点、そういう面をこそ参議院の社会労働委員会は取り上げて、十分審議をして、日の目をみるようにする任務があるのではないか。きょうはちよつと予算の折衝の最中なので、大臣とか局長が予算折衝などに全力をふるってほしいというので、特に課長の皆さん方に来ていただいたわけですが、私はこの扱いは本日に限って非常によかったことだと思ひます。これは委員長としてそういう措置をせられたことについて敬意を表しますが、参議院の社会労働委員会の性格を特徴づけるために、特に厚生省のふだんあまり論議の対象にならないようなところを、何もいじめるのではなくて、これを国会で取り上げて、そうしてこれを推進する、そういう面を今後一つ特に委員長におかれては推進していただきたい。そうして参議院社会労働委員会の任務と権威を高からしめるように、特にお願いしたいと思ひのであります。本日は、非常に押し迫ったところにもかかわらず、

参議院の参事長を呼んでいただいたことについて、本日は敬意を表すると同時に、そういう方針について委員長さんの一応心がまえも伺っておきたいと思ひます。

参議院の参事長を呼んでいただいたことについて、本日は敬意を表すると同時に、そういう方針について委員長さんの一応心がまえも伺っておきたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま坂本委員の御指摘のように、他の常任委員のほとんどは政府の一個の省しか所管しておらぬという形ですが、今から三年半ばかり前の国会法の改正の際に、御承知のような形で、わが社会労働委員会は厚生省、労働省、この二つの省を所管する、かような形になってしまつたわけですが、その前は厚生委員会、労働委員会、二つの委員会があつたのですが、これが一本になつてしまつた。従つて、他の常任委員会と同じ程度の日数では十分に審議し尽くし得ない、こういう面もあるわけですが、今日まで国会の開会中は原則的に火曜日に木曜で、火曜は厚生省関係、木曜は労働省関係、かような運営方法ではございまして、私は必ずしも十分の日数と時間を費やしているとは思ひないわけでありまして、今後どういふ場合に定例日を持つかというところにつきましては、理事の皆さんともよく相談いたしまして、できるだけ審議日数を増やしたい、こういう方向で努力したいと、かように考えております。

参議院の参事長を呼んでいただいたことについて、本日は敬意を表すると同時に、そういう方針について委員長さんの一応心がまえも伺っておきたいと思ひます。

で、またどういふ問題を取り上げるかというところにつきましては、関係の委員の方々に並びに理事の諸君等とも、よく一つ検討いたしまして、おっしゃるような方向でこれまた進めて参るのが正しい、こう思つておりますので、かいつまんで私の考え方をこの機会に申し述べさせていただきます。

○坂本昭君 きょう、残念ながら与党の方は理事が一人も出ておらぬという事は、はなはだ遺憾に存じます。これはあとで委員長からとくと御注意を申しておいていただきたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして。

○坂本昭君 先ほど藤田委員と小柳委員の質問されたことに関連して、実本庶務課長にちよつとお尋ねいたしますが、先ほど来社会事業のいろいろな補助金の問題が出てはいますが、社会事業の振興会というのがありますね、あれはたしか所管はあなたのところではないですか。で、その振興会の予算並びに事業内容について、簡単に御説明いただきたいと思います。

参議院の参事長を呼んでいただいたことについて、本日は敬意を表すると同時に、そういう方針について委員長さんの一応心がまえも伺っておきたいと思ひます。

出資いたしました出資総額が五億二千万円になっております。

○坂本昭君 この事業振興会が出資して、どういふ事業をどういふふうに行なつておられるか、それがうまく運営されているかと考えておられるか、また改良をしなければならぬ点があるか、それらの点について。

○説明員(実本博次君) この業務でございまして、先ほど申し上げましたように、社会福祉事業に対します金融を行なつておりますが、その対象は社会福祉法人であるものだけに限られておりました。現在のところ、その五億二千万円の政府出資金をフルに、そういう社会福祉法人に活用いたしまして、上必要な経費にフルに活用いたしまして、これを貸し付けております。そして助成事業の方は、いまだ出資金が五億二千万円の程度でございまして、これがもう少し大きくなりましたら、助成事業もやりたいと考えております。

その事業の運営状況でございまして、これは大部分が保育所、それから医療保護事業、養老院、その他の社会福祉事業ですが、大部分が保育所、医療保護事業に金融の便をはかつております。これの償還期間は最長十年で、十年計画で返していただく。金利が大体年五分二厘くらいになっております。もちろん、その金利によってまた資金がでますと、それがまたそういう資金を需要いたします施設の人たちに振り向けられるというふうなところになっております。大体その償還率が、今のところ八割五分くらいまでの償還率になっております。

参議院の参事長を呼んでいただいたことについて、本日は敬意を表すると同時に、そういう方針について委員長さんの一応心がまえも伺っておきたいと思ひます。

○坂本昭君 厚生省の、所管省としての振興会の運営についての意見……。

○説明員(実本博次君) 先ほど申し上げましたように、融資の希望額に対しては現在の出資額の資金額というものがいまだ半分に以下にしかありませんので、もつと資金額の造成に努めたい。今やっておりますのは、大体今申し上げましたような資金の活用状況でございます。特に取り立てて厚生省から特に監督上どうこうしなればならぬというふうなことはないと考えております。ただし、さつき申し上げましたように、資金額が小さいものでございますので、資金の需要者に応じ切れない、あるいは償還期間の来たものは、早く次の需要者に回せまるように、早く償還していただきたいというところで、若干遅延いたしましたというのを、もう少し早く償還させるようにはしてやらなければならぬというふうに考えておるわけでありませう。

○坂本昭君 先ほど来、藤田委員の質問を通して、共同募金だとかお年玉はがきを通じて、年周約二十億程度の民間の資金が社会福祉事業の運営に用いられておる。そういう実情の中で、政府が振興会に出資しているのは、今までにも数年たつて、わずか五億二千万円にすぎない。非常にこのうら点遺憾であると思ひます。それで、先ほど藤田委員からも、共同募金の配分についての資料の提出を希望しておられました。振興会の事業の内容についても、一緒に資料として委員会に一つ提出をお願いしたい。できますか。

○説明員(実本博次君) 個々の貸付なり金融の個々の相手の資料までではでき

ておりません。これは大へんな資料になると思ひますが、大体設置されましたときの資金の活用状況、これは差し上げたいと思ひます。

○坂本昭君 それで共同募金、助け合い運動、お年玉はがき、厚生省もいぶん苦労しているのですが、実はこれは厚生省のほんとうの苦労じゃない。人のふんどしで相撲を取っている。私は根本的にこういうことをお尋ねしたいのです。福祉団家としての社会事業をやつていく上に先立つものは、財政、お金であります。一体厚生省当局の方は社会事業をやるための金が日本にはないと思つておられるのか、あると思つておられるのか、御意見を聞きたい。

○説明員(実本博次君) 今のお話でございますが、お答えになりますかどうですか、本年度の社会局と児童局の予算の総計が大体五百五十億程度になっております。これに各都道府県におきまして負担分、法律上定められました負担分がございますが、それを加えますと、大体六百二、三十億になるといふふうに承知をいたしておりますが、政府なり地方公共団体一團の行ないます社会事業上の財源と申しますか、それは大体その程度になっております。これでもって毎年予算がこの線から大体少しずつ前進はいたしておりますが、この政府の六百億億に對しますものが、民間から共募が大体十三億、お年玉から大体五億ばかり、助け合い運動その他によりまして大体二十億といふふうに、社会福祉事業上の財源といふものは、政府民間を合

わせまして大体若干七億に欠ける程度のもので使われておる。これが政府

全体の予算なり、あるいはその他ほかのいろいろな團々と比べてどうかといふふうなことも考へてみなければならぬと思ひますが、そのほか、社会局、児童局の所管いたしておりますもの以外のたとえば社会保険とか、結核予防法の関係とか、そういった経費全部にわたる社会保障関係経費といふことと締めますと、大体一兆四億の二八%ですか、二千四、五百億までいくといふふうな承知をいたしております。

○坂本昭君 その中進団のところまできておられるけれども、一体金はあつたか。折衝などを見ると、金はないといふふうにあきらめて折衝をやつておられるように見える。それはなるほどないよりに見えるかも知れないが、私は実はあると思つておる。今初めて理事の方もお見えになりましたから、与党の方にも聞いていただかなければなりません。私は十分金はあると思つた。ただその金の引き出し方が厚生省として、また、国民としてもその引き出し方を十分に指示してない。たとえば國の経済成長率はことしも六・四%でしたか、来年は七%をこえる。これは中進團の経済成長率どころではない。非常に発展している。その中で社会福祉、社会事業、こういったものは國の経済成長率に伴つてちつとも成長していかない。私はそういう点でも少し研究もしていただきたい。私は金はあつたところにはあると考へます。それを福祉団家を作るために厚生省も十分検討し

獲得していただきたい。そういう点の努力がはなはだ足りないと思つるので、今そういう質問をしたわけなんです。共同募金だとかそういう民間の社会事業にたよつていく、こういうことではほんとうの事業はできません。あらためて詳しい資料を見せていただきましたならば、それらを通じて当委員会でも積極的にこれを指示していきたい、そう考へております。

一つだけ新しい今度の事業の中に、心配事相談所というのを考へておられますが、それはあなたの方だと思つたので、これについて簡単な御説明と予算の内容を御説明いただきたい。

○説明員(実本博次君) お尋ねの心配事相談所と申しますのは、大田市町村の社会福祉協議会——市町村ごとに設けられておられます社会福祉協議会の運営にかかつておまして、そして民生委員さんが主としてその相談の衝に当たるというふうな、民間社会福祉活動というものを、民間社会福祉協議会を行なわせようではないかということ、今申し上げましたような市町村協議会とにそういう相談所を作る、本来社会福祉の關係につきましても、いろいろそういう相談をいたしますのは、社会福祉事務所というのが、地方公共団体の生活保護なりその他の法律を実施いたします支援の施設といつたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられておられます。これが大体その衝に当たるわけでございます。これが大体そのお、いろいろ気軽に、手近にいろいろ生活上の心配ごととなり、困つたことがおありになるのを、手軽に、気軽にそういう民間社会事業としてやつておきます相談所に持ち込んでいただく、そ

してはつておけばいろいろな社会悲劇なり、家庭悲劇が起りますことを早目に持ち込んでいただく、そしてそこで民生委員さんなり、その他の社協の人たちがそういう相談に当たりますして、そしてたとえば、それが持ち込まれます仕事に、ケースによりまして、それこそ社会福祉事務所の方へ行つて、生活保護なり、医療扶助を受けさせてもらつたら、あるいは職安の方に連絡して何か適当な仕事をあはれしていただく、あるいは少年の不良化防止の意味においていろいろ機関がございますが、そういう児童相談所なり、その他のそういう児童の健全育成のためにやつて下さるいろいろな機構の方に連絡する、あるいは資金を貸し付けて更生をさせるというふうな、そこでいろいろ相談をしてあげて、そしてそういった家庭悲劇なり、何なりに至りません間に、そういう低所得の人々の転落防止なり、生活上といふものに役立たせるよう、こういうことで設ける施設でございます。それに対して、国と都道府県がそういう施設を運営していきまします必要経費の一部を補助するといふふうな考へ方でございます。とりあえず各都道府県ごとに十カ所、五カ所を含めまします府県につきましては二十カ所といふふうな構想で、配置その他につきましても、福祉事務所その他のところへ非常に遠いところなところとかへんびなところ、あるいは人口が稠密しておりますところにつきましても、非常にいろいろ低所得の人たちの多い場所といふふうなものを

を見つつけまして、そういうところに設置せよといふことで、大体その経費、一カ所年間二十万円といふもの

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和三十四年十二月二十二日 【参議院】

一三

で、五千二百万円ばかりの国庫補助を考えております。それに対しまして、地元の都道府県で、それと同額のものをつけて予算化して、それぞれの相談所に運営費として出す、補助として出す、こういうふうに考えて予算要求をいたしております。

○坂本昭君 民生委員さんを初めとして、地区における社会福祉の第一線で働いておられる人たちが、この心配事相談所については、非常な関心と支持をしております。私はこのことはけっこうだと思えます。各前もなかなかいされた名前です。今までのお役所の名前と少し違っておいて、一応その点はいいのですが、現段階においても、いわゆる福祉事務所がちゃんとありながら、十分な運営ができていない、働きができていないというのも、生活保護法の費用や、あるいは結核予防法の費用や、こういった予算面で縛られているのであって、そういう予算的な、厚生省として一番しなければならない点の義務を怠って、ただ形だけの相談所を全国に五百二十万所作って、民生委員さんたちを、ただいたずらに統制をすることになるようなことでは、私は全然意味がないと思う。できるならば、こういうものがほんとうに活用されるように、私もこの心配事相談所自体について、これが十分予算が取れ、ほんとうの働きのできるように支持するものであります。であります。ただこれだけ形を作って、器を作っただけではだめなんです。その点、十分厚生省として、これに見合ったほかの予算も確保せられて推進していただきたい、その点をお願いをして、今度はあと少

し問題がありますので、次に、先ほどの両委員の質問に関連して、年金問題のことを一つお伺いしたのであります。

先ほど福祉年金の説明がありました。小柳委員からもいろいろ細部にわたって質問がありました。この十一月からのこの福祉年金について、私も各地を回って一つの印象を持っていきます。それはそれぞれ三つの福祉年金については問題点があります。

老齢福祉年金については、さしあたっての問題点は、生活保護との加算の問題だと思ふ。この点は、これはたびたびの委員会あるいはほかの審議会などでも意見を申しました。厚生省の趣旨が各地方になかなか徹底してない。それで生活保護の人だと全然もらえないのだというような考えが今に至っても非常に強い。それから最近になって、だんだん厚生省の通達も明確になってきて、何とかもうそうだ、もらえるけれども、総理大臣が衆参両院において確言した約一千円程度、一あたりだと千二百円くらいになるのじゃないかと思ふのですが、いなかへ行きますと、これは八百円、あるいは割るところも出てくるのじゃないかと思ふ。こういう点は、どうもはなはだ遺憾だと思ふのですが、まずとりあえずは、各地方の人に趣旨を徹底していただくこと、これが老齢福祉年金についての問題点だと思ふ。

それから次の障害福祉年金については、やはり診療の問題が残っていると思ふのです。これもまだあなた方がお始めになって非常に苦勞しておられますが、依然としてこれが問題点となっ

ていことを一つ申し上げておきたい。それから母子福祉年金については、先ほど小柳委員の指摘された通り、あなた方も率直に言っておられた通り、三分の一程度しか今申請が出ていない。ここで問題になるのは、生別と死別の問題だと思ふのです。これは与党の方でも非常に熱心に、これは解決しなくちゃいかぬという意見が強い。また、地方からの陳情を受けまして、一番強いのは生別の問題をなんとか解決してくれないかという点であります。で、私は何かこれはいい知恵はないか、要するに福祉年金というものは所得保障であって、生活に困っている人を守るという点であって、それが趣旨であって、特に母子家庭の場合には生活によけい困る、そういう趣旨から出ているのですから、その母子家庭は、生別であらうが、死別であらうが、まあこれから言えば問題外なんです、本来は。しかし、あなたの方では、生別と死別とに分けておかないと非常に扱いにくいだろうという点から、とりあえず死別ということに限定したと思ふのですが、実際上の取り扱い方としては、何らかの形で生別を入れないと、ほんとうに困っている母子家庭の現状を救う手段にならない。この点はもう今日非常に明確になっていると思ふ。で、私はこの点について、具体的にどう来年の立法あるいは法律改正について作業を進められてもしかるべきではないか、何らかの規定を作って、生別母子家庭の場合でも、この福祉年金の恩典にあずかることのできるような作業を進められてしかるべきである、私はそういうふうに思ふの

です。それについて、あなたの方では、まだ母子福祉年金支給もしていないときですから、早いと言われるかもしれませんが、まあ心がまえなり、あるいは法律改正をするならばどういふふうにするか、若干の御意見があるならばお聞きしておきたい。

○説明員(高木玄君) 福祉年金と生活保護との関係につきましては、当初は不徹底な面もございましたが、最近老齢加算制度が生活保護で申請され、母子加算なり、身体障害者加算というものが、それぞれ年金に対応してたなおろしされるという趣旨が未端で徹底されております。たとえば、ほとんどが生活保護を受けております養老院におきましては、老齢年金の裁定申請手続を皆さんやっておられる、こういう状況でございます。この点で相当徹底していると思ひます。

それから先生おっしゃいましたように、障害福祉年金について診断書の問題を非常に苦勞して参りました。現在でもまだ未解決の点があると思ひます。障害福祉年金につきましては、国民年金の別表の二級該当の相当重い身体障害者に支給される、その二級に該当するかどうかは医師の診断書を添えてもらわなければならないということになっております。ところが、僻地でお医者さんがおられないために診断書がとれない、こういう方がおられるわけでありまして、こういう方は、一応本人に自分の障害の程度をつけて申請させていただきます。今と違って申請させておきます。それで受け付けております。これは来年に入りまして、しかるべく

予算措置を講じまして、それぞれ県の方から医師を派遣しまして、実地診断して診断書を作っていく、こういったような方式でこの問題を最終的に解決したいと、かように考えておる次第でございます。

最後の母子福祉年金の生別の問題でございますが、これは生活の実態という点に着目いたしますならば、先生おっしゃる通り、生別、死別の区別はないわけでございます。特に生別と申しまして、夫に遺棄されたという母子世帯の生活状態は、死別以上に悲惨な状態のものがあるわけでございます。ただ、年金制度の体系の中に生別を取り入れるということは、実は非常に不可能に近いんじゃないかと思ひます。というのは、年金は老齢なり、生活の中心者の夫の死亡というものが現在のこの事故になっております。この事故が、この年金給付をするための事故が、人為的に作られるというところは、年金の建前として困るわけでございます。ところが、生別を取り入れますと、年金をもらうために、極端な言い方をしますれば、年金をもらうために協議離婚をするというふうなケースも起こりかねないわけでございます。そういったような保険事故というものが人為的に作られるということから、年金の体系の中に生別を取り入れるということが非常に不可能に近いものがございます。ことにこの福祉年金というものは、国民年金全体の制度の上から言ひまして、拠出制の年金が基本でありまして、それを補う形で仕組まれております。拠出制の年金は、これはいわば社会保険であるわけでありまして、世界各国の社会保険で

この生別というものを事故に取り入れて
いる例はないのでございまして、も
し社会保険の形態をとる場合に生別を
事故に取り入れますと、そういったよ
うな年金給付というものが人為的に作
られる、年金給付すべき事故が人為的
に作られるということが、年金財政そ
の他の面から非常に問題があるわけ
でございます。そういう点から、福祉年
金が拠出制を補うという形をとって
おりますので、拠出制でどうい認めら
れないものは同時に無拠出の方でも認
めたいというのが、現在の保険制度
の体系からいっても非常に取り入れが
たい、これが率直に申し上げたとこ
ろ、私どもはさように考えておるよう
な次第なんです。でございます。

○坂本昭吉 きょうはまだあといろい
ろと委員の質問がありますから、その
問題を根本的に討論しようと思いま
せんが、ただ、あなたの今言われたこ
とはなほ道理にかなっているようで
あって、実は根本的に私は違っている
と思うのです。と申しますのは、なる
ほど年金の体系の中で、今のような取
り扱いをするというところは、一応は理
にかなっているでしょうが、そもそもは
年金制度というものは所得保障であ
り、防貧の制度である。私は、その方
を先に考えてもらわないという、こ
れは政治にならないのです。これはあ
なた方の第一その金額ですね、金額で
も非常に少なく、こんなものは年金
のうちにいらぬときえ私は悪口を言
たいのです。だから理論としてあなた
方がもてあそぶならともかく、われわ
れは、この年金は理論ではなくて現実
の所得保障として、政治的な、これは
与党も大事な公約として掲げられてき

たものであって、そういう理論にとら
われるということは、多くのかえって
あやまちを犯すのではないかと思う。
たとえばあなたの方で母子家庭につ
いて義務教育以下の子供については第
一子を省いていく、こういうことは、
なるほどそれは母子家庭というもの
は、その第一子とお母さんと含めて母
子家庭なのだから、それについて千
円、最初の子供はもう入っているの
だ、理論からいえばそうかもしれない
けれども、こんなに冷たい理論はない
のですよ。私は今問題になっている困
窮労働者、この中でもたとえ社会
保障に属するものの中で、日本は非常
によく整備されてきた、一応の格好だ
けは、その整備された中で、たしか困
窮労働者の中で日本の加入してないの
は、児童手当の制度だけです。児童手
当の制度だけは入っていない。日本は
子供がたくさんおるんだから、これ
をやり出したら財政が持たぬというつ
もりかもしませんが、これが一つ
入っていないというところは、私ははな
だ遺憾なことだと思います。だから、
せめて母子家庭の場合、第一子ぐら
いはこれはやっつけていいのじゃないか、私
はそういう点でこの厚生省の案、あな
た方があまりにも理論にとらわれて現
実というものを無視し過ぎていて、の
じやないか、たとえばこの年金の併給
の問題についてもこれは今あなたも
言っておられましたけれども、併給の
理論というものはあり得ません。確
かにそれはあり得ない、それはそうい
うことのないようにやるのが年金なん
ですから、ところが、併給してもなお
かつ生活していけないのですよ。たと
えば最近問題になったあのけい肺の新

しい保護措置法を今度変えなすけれど
も、この場合も新しいこのけい肺の法
律は労災法に入りますが、労災法で取
り扱う場合は障害年金という形になっ
てくると、今度は厚生年金保険と一緒
になって併給できないというので差っ
引いていくんです、すると、その差っ
引かれる額がたくさんならばいいけ
れども、大体一方くれるのが、二、三
千円、それから厚生年金保険の傷害保
険をくれるのも一級程度で、しかも
十五年ぐらいい働いても月に五千円に
ならないのですよ。そうしてもう両手、
両足がなくなつて厚生年金の障害年
金をお受けになる、そういう場合も理
論的に年金は併給できないからといって
差っ引いていく、これは私はそれは算
術ならいいけれども、年金法というの
はこれは政治であつて、そういうこの
現実が非常に少ない場合にはやはり私
は考慮を要すると思ひます。なるほど
理論は大事でしょう。しかし、私は理
論よりも今日は実際が大事じゃない
か、これは福祉年金の課長さんだけに
申し上げてもいいませんが、どうかこ
の点は私一考をさせていただきます。ま
あ生活保護の老齢福祉年金の加算だけ
はあなた方の理論をくすさないで一応
理論的に成功しましたが、いつまでも
そういう理論にとらわれることなく、
一つ飛躍していただきたい、そうしな
いと、ほんとうの社会福祉というもの
が保てないと思ひます。その点申し上
げて、私は関連でありますから、一応
私の質問を終わって、他の委員の御質
疑をお願いいたします。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめ
午後三時二十五分速記中止

午後三時四十二分速記開始
○委員長(加藤武徳君) 速記を起し
て下さい。
本日はこれをもって散会いたしま
す。
午後三時四十三分散会

十二月二十二日日本委員会に左の案件
を付託された。

- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部改正に関する請願(第一四二
二号)(第一四六四号)
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法に
関する請願(第一四二三号)(第一
四六五号)
- 一、国民年金法の一部改正に関する
請願(第一四二二五号)
- 一、国民健康保険法完全実施のため
の国庫負担金増額に関する請願
(第一四六三三号)
- 一、未帰還者留守家族等援護法によ
る療養給付期限延長等の請願(第
一四七五号)
- 一、けい肺及び外傷性せき腫障害に
関する特別保護法の一部改正に
関する請願(第一四七六号)(第一
五〇二号)(第一五〇三号)(第一五
四号)(第一五〇五号)
- 一、一般職種別賃金即時廃止に
関する請願(第一四九七号)
- 一、職業訓練法の一部改正に
関する請願(第一五〇〇号)
- 一、日雇労働者健康保険法の一部改
正に関する請願(第一五〇一号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改
正に関する請願
第一四二二二号 昭和三十四年十二
月十二日受理

請願者 鳥取市東町鳥取県庁内
民生労働部厚生援護課
内鳥取県傷痍軍人会
内 島田安夫

紹介議員 仲原 善一君
戦傷病者戦没者遺族等援護法のうち、
戦傷病者に関する援護規定は他に比し
不均衡が残されており、とくに医療制度
については、第三十一回国会で付帯決
議が付されたようにまことに不備不完
全であるから、(一)戦傷病者の再発者
の医療費を国庫負担とする等医療制度
を確立すること、(二)障害年金の支給
対象範囲を拡大するとともに、年金、
一時金の選択権を認めること、(三)職
務関連の傷病者に障害年金を支給す
ること等の改正措置を講ぜられたいと
の請願。

第一四六四号 昭和三十四年十二
月十五日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改
正に関する請願
請願者 山口県美禰郡美東町
堂財団法人山口県傷痍
軍人会 会長 宮崎正二外
一名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一四二二二号と同
じである。

第一四二三号 昭和三十四年十二
月十二日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改
正に関する請願
請願者 鳥取市東町鳥取県庁内
民生労働部厚生援護課
内鳥取県傷痍軍人会
内 島田安夫
紹介議員 仲原 善一君

戦傷病者のための単独法を制定し、恩給法、戦傷病者遺族等援護法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に規定する軍人、準軍人、軍属、準軍属を戦傷病者の範囲とするとともに、援護措置としては、障害年金及び障害一時金の支給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつ旋、国税、地方税の減免、官公營、民営交通機関無賃乗車及び割引、子女の育英等について万全の策を規定せられたい。なお、本単独法成立とともに戦傷病者遺族等援護法等の関連法規は廃止し、援護の徹底を期するため、地方公共団体に戦傷病者のための補給金を置き、また財団法人日本傷い軍人会及びその支部に対して調査、啓発、宣伝、相談、指導等を行なわせるため、国及び地方公共団体は積極的な助成をせられたいとの請願。

第一四六五号 昭和三十四年十二月十五日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 山口県美禰郡美東町絵堂財団法人山口県傷痍軍人会長 宮崎正二外一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

第一四六二号 昭和三十四年十二月十五日受理

国民年金法の一部改正に関する請願

請願者 福島県安達郡本宮町議会議長 佐原栄一外五名

紹介議員 松平 勇雄君
社会保険制度の一環として国民年金制度が実施されたが、これが法規上において幾多の欠陥があるから、(一)戦争の犠牲のため公的年金(公務扶助料、傷病恩給)を受けている者は国民年金の受給ができなくなるが、これらの者も受給できるように特別な措置制を改正すること、(二)老齢福祉年金の受給権者が名義上の所得により支給停止となるが、一家の支柱である関係上簡単に名義を変更できない事由が多いから、実質的に考慮するよう改正すること、(三)福祉年金の所得制限については現行所得十三万円とあるを、勤労控除並びに所得の制限を拡大し改正すること等の改正措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一四六三号 昭和三十四年十二月十五日受理

国民健康保険法完全実施のための国庫負担金増額に関する請願

請願者 福島県安達郡本宮町議会議長 佐原栄一外五名

紹介議員 松平 勇雄君

社会保険制度の一環である国民健康保険制度の重要性にかんがみ、これの完全実施と円滑な運営を図るため、(一)医療給付率を引き上げるとともにこれに対する国庫負担金を大幅に増額すること、(二)事務費に対する国庫負担金の単価を実質額まで引き上げること、(三)保健婦設置費についてはその全額、直営診療施設設置費についても国庫負担金を大幅に増額すること、(四)国保事業の赤字解消をはかるため、再建整備資金の長期貸付とその利子補給の

措置を講ずること、(五)町村負担にかかるとともに一定の基準により町村基準財政需要額に算入すること等の実施をすみやかに措置せられたいとの請願。

第一四七五号 昭和三十四年十二月十五日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長等の請願

請願者 富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内二本松米次郎外五名

紹介議員 小林 孝平君

未帰還者留守家族等援護法による療養給付は、昭和三十五年十二月二十八日をもつて打ち切られることになつてい

第一四七六号 昭和三十四年十二月十五日受理

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎町五、七七五東京労災病院内 防染作外四十八名

紹介議員 阿具根 登君

さる十一月十四日けい肺審議会が提出した特別保護法改正案に関する答申案によれば、せき損患者に対する補償給付率はあまりにも低く遺憾にたえない

から、特別法を改正するにあつては、入院自宅の場合を問わず医療費については無条件に支給することとし、休業補償費については入院の場合が平均賃金の百パーセントとし自宅療養の場合は入院患者に対する給付額プラスアルファとするにせよ、また、打ち切り補償費の処理については一箇年の給付額のうち二十五日分を年賦額とし四十年間にわたり繰上して差引くよう同法を改められたい。さらに特別保護法施行以前に受傷した労災のせき損患者も特別法にせよと含ませるよう善処せられたいとの請願。

第一五〇二号 昭和三十四年十二月十七日受理

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市山科町六一 森安光雄

紹介議員 秋山 長造君

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の根本的改正にあつては、(一)けい肺の特異性にかんがみ、あくまで特別保護法的立場から単独法として改正を行なうこと、(二)労災保険法(又は労働基準法)による療養期間終了後、必要な期間、療養費全額を負担すること、(三)療養の必要な期間について生活補償を十分に行なうこと、(四)けい肺審議会公益側案によると、昭和三十五年三月三十一日において、けい肺等特別保護法及び同臨時措置法の適用を受けている者の経過措置として、一年につき平均賃金の百日分を長期給付金から差し引くことになつて

第一五〇三号 昭和三十四年十二月十七日受理

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 香川県丸亀市城東町香川労災病院内 西岡敏晴

紹介議員 久保 等君

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法改正についての「けい肺審議会」からの改正答申案は、(一)余りにも補償の給付率が低い、(二)すでに打ち切り補償費をもちつた患者で、特別法、臨時措置法の適用を受けている者の給付額からの差引きが早く、かつ多すぎる、(三)特別保護法施行以前に受傷した労災のせき損患者は、答申案にふくまれていないのかいないのか不明である等患者の実情を理解せざるもはなはだしいものであるから、本法改正にあつては従来願望してきたところの医療費、休業補償費ともに終身補償とすること等も実現せられたいとともに、業務外の災害による患者に対しても、親族とは連帯のない本人を中心とした全額国庫負担による保護を行ない、生活扶助料を増額し、厚生年金及び国民年金を生活保護法と切り離して併給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五〇四号 昭和三十四年十二月十七日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県尼ヶ崎市箱葉荘 五関西労災病院内 林 正男

紹介議員 田中 一君

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正にあたり、現在の公益側、使用者側の考えが実現された場合はわれわれ患者は死ぬより外ない窮状に陥るから、家族ともども生活した最低の希望を与えられるよう、(一)療養並びに休業補償費を終身支給すること、(二)休養補償費を九パーセントに引き上げること、(三)補償のストライドを五パーセントごとに引き上げること、(四)遺族補償費として千五百日分を支給すること、(五)身体障害者手帳を交付すること等の改正を行われたいとの請願。

第一五〇五号 昭和三十四年十二月十七日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県明石市茶田場町 一、六九八 小林政市 外八十五名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五〇四号と同じである。

第一四九七号 昭和三十四年十二月十七日受理

一般職種別賃金即時廃止に関する請願

請願者 岡山市山科町六一 森 安光雄 紹介議員 秋山 長造君

最低賃金法は賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかることがその目的となつてゐる。ところが土建及び自由労働者は昭和二十二年以来、一般職種別賃金(P・W)によつて最高賃金額をおさえられてゐる。

即ち昭和二十二年法律第七十一号第一一条の規定によつて土建労働者は政府直轄の公共事業において無論のこと、これが一般業者に発注された場合もこのP・Wが積算の基礎となつてゐるため完全な賃金ストップをうけており、更に緊急失業対策法第十条及び同法施行規則第八条では、失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額はP・Wの百分の八十から九十までの額とする規定してゐるため、失対労働者もまたP・Wによる手ひどい賃金ストップを余儀なくされてゐる実情であるから、一般職種別賃金(P・W)を即時廃止せられたいとの請願。

第一五〇〇号 昭和三十四年十二月十七日受理

職業訓練法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市山科町六一 森 安光雄 紹介議員 秋山 長造君

職業訓練法が制定施行されてから一年余を経過したが、その間の推移をみると、これに関する政府の施策は極めて一方的かつ不公平であり、当初期待した技能水準の向上をめざす職業訓練制度の確立とは全く違つた傾向さえみうけられ、その最もいぢるしいものは技能検定の強行であり、せまい企業中心の職業訓練策であつて、これらは職業訓練にまじめにとりくんでいる者にとつて非常に不満であるから、(一)技

能検定より職業訓練の充実に力を入れること、(二)市町村労働組合等の行なう職業訓練に対しても経費負担を実現すること、(三)法十六條職業訓練に対する助成金を大幅に増額すること、(四)指導員の免許にあつての三十五時間訓練の経費軽減と技能者養成指導員の有資格者には、すべて無条件に職業訓練指導員の資格を与えること、(五)職業訓練生徒に対し、学割の適用を実現すること、(六)学校教育法の改正によつて、認定職業訓練の修了者には高校卒業者と同等の資格を与えること等についてすみやかに実現をはかるため職業訓練法の一部を改正せられたいとの請願。

第一五〇一号 昭和三十四年十二月十七日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市山科町六一 森 安光雄 紹介議員 秋山 長造君

日雇健康保険については、昭和二十八年に法律が制定されて以来、逐次内容が改善されてきたが、いまだ、政府管掌の他の労働保険と比較して劣悪であるから、(一)内容については、(1)頭庫負担を大幅に引き上げること、(2)療養期間傷病手当、出産手当の給付期間を健保なみに延長し、待期間を撤廃すること、(3)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(4)受給要件を満たすまでの二箇月の待期間を撤廃すること、(5)給付期間中の他の疾病及び被扶養者の病に際し、受給資格がないときも受診できるように特別措置を図ること。(二)適要範囲については、(1)健

康保険法第十三条、日雇健康保険法第六条を改正し、従業員一人でも強制適用事業所とすること、(2)擬制適用事業所は、直ちに、強制適用事業所にすること等の拡大措置を講ずること、(三)被扶養者の認定は、法第三条の精神を生かし、十六歳から六十歳までの認定制限を撤廃すること、(四)厚生年金を適用すること、(五)療養費の払いは、甲表で算定しているが、乙表による医療機関での診療者が多いから、その際は、乙表により算定すること、(六)保養施設をつくること等、日雇労働者健康保険法を改正せられたいとの請願。

昭和三十四年十二月二十五日印刷

昭和三十四年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局